

富良野市立地適正化計画

目 次

第1章 立地	2.適正化計画について	1
1 – 1	立地適正化計画とは	2
1 – 2	立地適正化計画策定の背景	3
1 – 3	計画に定める事項	3
1 – 4	計画の位置付け	4
1 – 5	計画の対象区域	5
	計画の目標年度(計画期間)	
	さい は	
2—1	地勢	
	Д П	
	人口・世帯数の推移	
	人口分布	
	土地利用	
	土地利用現況	
, _ ,	開発行為の実施状況	
, - ,	人口集中地区及び人口密度	
	空き家の分布状況	
(5)	空き地の分布状況	15
	都市機能	
(1)	行政施設	16
	歷史•文化•体育施設	
(3)	教育施設	18
(4)	子育て支援施設	19
(5)	集会施設	20
(6)	金融施設	21
(7)	医療施設	22
(8)	商業・宿泊施設	23
(9)	保健・福祉施設	24
2 – 5	公共交通	25
(1)	運行状況	25
(2)	公共交通空白地域	26
(3)	J R乗降客数の推移	26
(4)	乗用車保有台数・保有率の推移	27
(5)	運転免許返納者数	27
2-6	経済活動	28
(1)	商業の状況	28
(2)	地価	29

2	2 – 7	財政	30
	(1)	市全体の歳入・歳出	30
	(2)	公共施設等の現況及び将来の見通し	34
2	2 – 8	災害危険箇所	35
	(1)	土砂災害	35
	(2)	河川洪水	36
2	2-9	地域別人口の将来見通し	39
	(1)	将来見通しにおける人口増減	39
	(2)	高齢化の見通し	41
2	2 – 10	都市構造上の評価	43
2	2 – 11	関連計画・他部局の施策等	45
	(1)	上位計画等	45
	(2)	関連計画等	49
第3章	まち	5づくりの課題	53
3	3 – 1	課題の再整理	54
3	3 – 2	まちづくりの課題と対応の方向性	56
		5づくりの方針と基本方策	
4	1 – 1	持続可能なまちづくりの方針	58
4		課題解決に必要な基本方策	
		人口密度の低下を抑制する住宅施策の推進	
		市民生活を支える主要な都市機能の適正誘導	
		移動支援による健康的で魅力ある地域社会の実現	
		安心して住み続けられるための防災・減災への対応	
第5章		省すべき都市の骨格構造と誘導方針	
5		目指すべき都市の骨格構造	
5 c + +		誘導方針	
		誘導区域の設定	
		居住誘導区域とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		居住誘導区域設定の考え方 居住誘導区域の検討	
C	_	店住訪等区域の快討 日常的な買物の利便性が高い区域	
	, , ,	公共交通の利便性が高い区域	
		公共交通の利使性が高い区域 人口密度が将来的にも高い区域	
	, - ,		
		土地利用の状況から居住を誘導することが適さない区域	
,		防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域	
		居住誘導区域 「機能誘導区域の設定	
		機能誘導区域の設定 都市機能誘導区域とは	
		都市機能誘導区域設定の考え方	
	, <u> </u>	川川以北の寺区以及とソウルノ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	לו

	7	-3	都市機能誘導区域の検討	80
		(1)	都市機能を誘導することが妥当な区域	80
		(2)	都市機能が一定程度充実している区域	81
	7	-4	都市機能誘導区域	83
	7	- 5	誘導施設の設定	84
		(1)	誘導施設とは	84
		(2)	誘導施設の設定	85
第8章	章	誘導	萨施策	87
	8	- 1	取組の一覧と施策の種類	88
	8	-2	取組内容	89
		(1)	取組① まちなかへの居住誘導	89
		(2)	取組② 市街地外縁部における魅力ある土地利用の形成	91
		(3)	取組③ まちなかへの都市機能集約	92
		(4)	取組④ 中心市街地の活性化	93
		(5)	取組⑤ 公共交通サービスの充実	94
		(6)	取組⑥ ウォーカブルなまちづくり	95
		(7)	取組⑦ 防災まちづくりの推進	97
	8	-3	空き家、空き地等の既存ストックの活用	98
		(1)	低未利用土地等の適正管理と有効活用	98
		(2)	公的不動産の有効活用と空き家等対策	98
第9章	章	防災	结針	99
	9	- 1	防災指針について	100
	9	-2	災害リスクの把握	100
			災害リスクの整理内容等	
		(2)	災害リスクの整理	103
		(3)	避難場所の適正性	110
	9	-3	方向性の検討	112
		(1)	居住エリアの安全性の強化	112
		(2)	早期避難の実施	112
			具体的な取組方針	
第10			出制度 1 —	
	10		届出制度	
			届出制度の概要	
		, _ ,	居住誘導区域に関する届出	
h 4 4			都市機能誘導区域に関する届出	
第11			標値の設定と評価方法1	
			居住の誘導に関する目標値	
			都市機能の誘導に関する目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	11	-3	公共交通に関する目標値	126

11 – 4	防災・減災まちづくりに関する目標値	127
11 – 5	計画の評価方法と検証体制	129
資料編		131
資-1	立地適正化計画策定の経過	132
(1)	市民アンケートの実施	132
(2)	会議経過、パブリックコメント	132
資−2	策定体制	133
(1)	富良野市立地適正化計画策定•検証委員会委員名簿	133
(2)	富良野市立地適正化計画庁內連絡会議名簿	134

第 1 章

立地適正化計画について

1 – 1	立地適正化計画とは・・・・・・・・・2
1 – 2	立地適正化計画策定の背景・・・・・・・・・3
1 – 3	計画に定める事項 ・・・・・・・・・・3
1 – 4	計画の位置付け・・・・・・・・・・4
1 – 5	計画の対象区域・・・・・・・・・・5
1 – 6	計画の目標年度(計画期間)・・・・・・・・・5

1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、平成 26 (2014) 年8月施行の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できることとなった計画です。

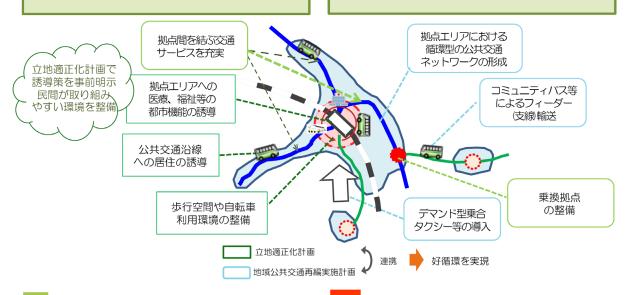
立地適正化計画では、都市全体の構造を見渡し、コンパクトシティの考えをもとに、緩やかな 誘導により都市機能や居住機能の立地を図ります。

また、公共交通と連携し、住宅と生活サービスに関連する医療・福祉・商業等の利便施設がまとまって立地するまちづくりを目指すものです。

都市全体を見渡したマスタープラン

都市計画と公共交通の一体化

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・ 商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、 都市全域を見渡したマスタープランとして機能 する市町村マスタープランの高度化版です。 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



まちづくりへの公的不動産の活用

市街地空洞化防止のための選択肢

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、 公的不動産の見直しと連携し、将来のまちの あり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産 を活用した民間機能の誘導を進めます。

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロール できる、市街地空洞化防止のための新たな選択 肢として活用することが可能です。

図表 立地適正化計画制度の意義と役割(資料:国土交通省立地適正化計画概要パンフレット)

1-2 立地適正化計画策定の背景

人口減少・少子高齢化、地球温暖化に起因する環境問題と防災意識の高まり、財政的制約の顕在化など、本市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しており、持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっています。

一方、国においては、平成24(2012)年12月に都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)が施行され、目指すべきまちづくりの方向性として「コンパクトなまちづくり」が示されるとともに、平成26(2014)年8月に施行された改正都市再生特別措置法により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、本市においては、都市づくりを推進するための「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本方針として、「富良野市立地適正化計画」を策定します。

1-3 計画に定める事項

立地適正化計画に記載する事項は、以下のとおり定められています。

- ①立地適正化計画の区域
- ②住宅及び都市機能の増進施設の立地の適正化に関する基本的方針
- ③防災指針
- ④都市の居住者の居住を誘導すべき区域(居住誘導区域)
- ⑤都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(都市機能誘導区域)
- ⑥都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設 (誘導施設)
- ⑦居住の誘導や誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策

1-4 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として位置付けられる計画であり、よ って、本計画は、富良野市都市計画マスタープランで定めた都市像を実現するため、上位計画や 関連計画との整合を図りつつ、コンパクトなまちづくりを進めるべく具体的な取組を定めたもの として位置付けます。

上位計画

第6次富良野市総合計画

令和3(2021)年度~令和12(2030)年度

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針[北海道] 目標年次: 令和 12(2030) 年

第3次富良野市都市計画マスタープラン 令和3(2021)年度~令和22(2040)年度

富良野市 立地適正化計画

関連計画

富良野市公共施設等総合管理計画 平成 28 (2016) 年度

/令和 27 (2045)年度

令和3(2021)年度 富良野市公営住宅等長寿命化計画

/令和 17 (2035)年度

第8期富良野市高齢者保健福祉計画 令和3(2021)年度

/令和5 (2023)年度 • 介護保険事業計画

富良野市地域防災計画 令和3(2021)年度

一部修正

富良野市強靱化計画 令和2(2020)年度

/令和6(2024)年度

富良野市空家等対策計画 令和 4 (2022) 年度

/令和8 (2026)年度

その他の関連計画

図表 立地適正化計画の位置付け

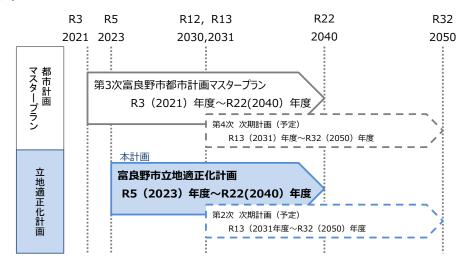
1-5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域内とします。



1-6 計画の目標年度(計画期間)

本計画は、おおむね20年後を見据えた長期的な計画とし、第3次富良野市都市計画マスタープランの計画期間と整合を図り、目標年度を令和22(2040)年度として、おおむね中間年に見直しを予定します。



図表 計画の目標年度(計画期間)

第2章

現状と課題

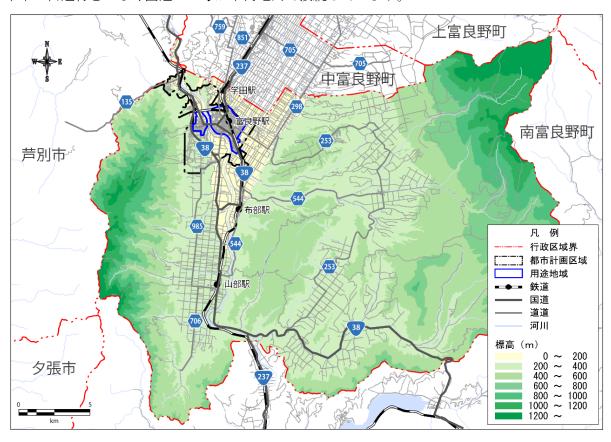
2—1	地勢8
2-2	人口 · · · · · · 9
2-3	土地利用 · · · · · · · 11
2-4	都市機能 · · · · · · 16
2-5	公共交通 · · · · · · · 25
2-6	経済活動 · · · · · · · 28
2-7	財政 · · · · · · 30
2-8	災害危険箇所 ・・・・・・35
2-9	地域別人口の将来見通し・・・・・・・・・39
2-10	都市構造上の評価・・・・・・・・・・・・・・・・43
2 –11	関連計画・他部局の施策等・・・・・・・・・・・45

2 —1 地勢

本市は、上川管内の南部に位置し、東西 32.8 km、南北 27.3 kmで北海道のほぼ中央にあり富良 野盆地の中心都市です。

総面積は、600.71 kmで、東方に十勝岳連峰の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳がそびえ、南方には東京大学演習林があり、市域の約7割を山林が占める自然条件にあります。

市街地は市域の北部に位置しており、芦別市~本市~南富良野町をつなぐ国道 38 号、美瑛町~本市~占冠村をつなぐ国道 237 号が市街地内で接続しています。



図表 富良野市の地勢(資料:国土地理院基盤地図情報)

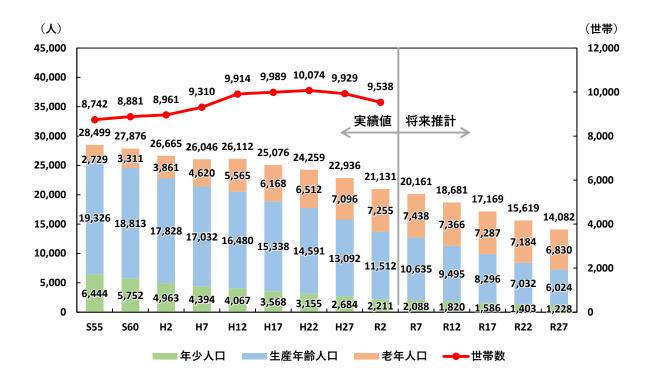
2 - 2 人口

(1)人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 40 (1965) 年の合併前の富良野町と山部町の合計 36,627 人をピークとして減少傾向が継続し、令和 2 (2020) 年は 21,131 人となっており、この傾向に基づくと、計画の目標年である令和 22 (2040) 年には 15,619 人と推計されます。

老年人口は、これまでの増加傾向から令和12(2030)年以降は微減に向かうと推計されますが、全体人口の減少による影響から、令和22(2040)年には高齢化率が46.0%とおよそ2人に1人が高齢者になる状況が予測されています。

世帯数については、これまで増加の傾向を示していましたが、平成22 (2010) 年をピークに減少に転じています。



図表 年齢3区分別人口の推移・推計と世帯数の推移

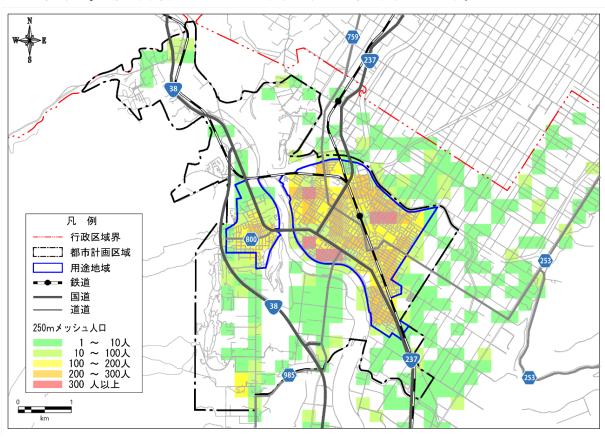
(資料:国勢調查、国立社会保障・人口問題研究所)

-課 題− 人口・世帯数の推移

令和 22 (2040) 年には約 6,000 人もの人口減少が進み、2 人に 1 人が高齢者となる状況が予測されるため、超高齢社会に対応した都市づくりを進めていく必要があります。

(2)人口分布

本市の人口は、用途地域内に集中しており、全体としてはコンパクトな市街地を形成していますが、工業地や学校などの人が住まない場所以外にも、南町、西町、北斗町、北の峰町などの市街地外縁部やJR富良野駅周辺でやや人口密度の低い地域が散見されます。



図表 250m メッシュ人口 [R2] (資料:国勢調査)

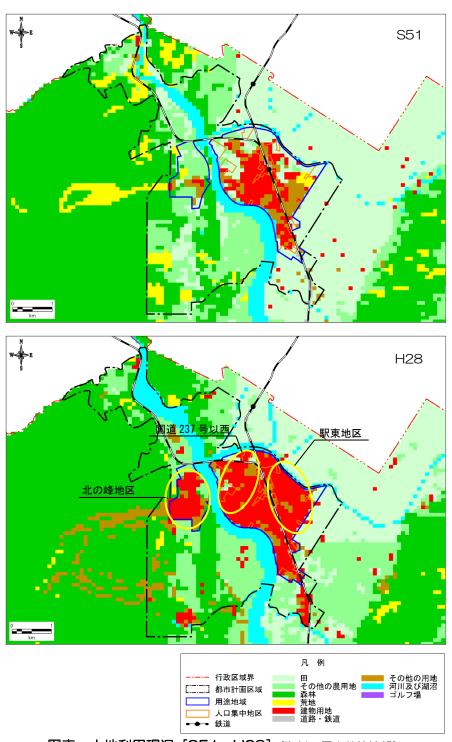
-課 題- 人口分布

小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進行しつつあり、この状態が継続すると、必要な生活サービス施設が失われるなどの生活利便性の低下、日常的な管理が行われない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化を引き起こすことが懸念されます。

2 - 3 土地利用

(1) 土地利用現況

昭和51 (1976) 年と平成28 (2016) 年の比較における土地利用の変遷としては、駅東地区や国道237号以西、及び北の峰方面を中心に建物用地としての利用が多くなり、都市の発展とともに市街化が拡大している状況が読み取れます。

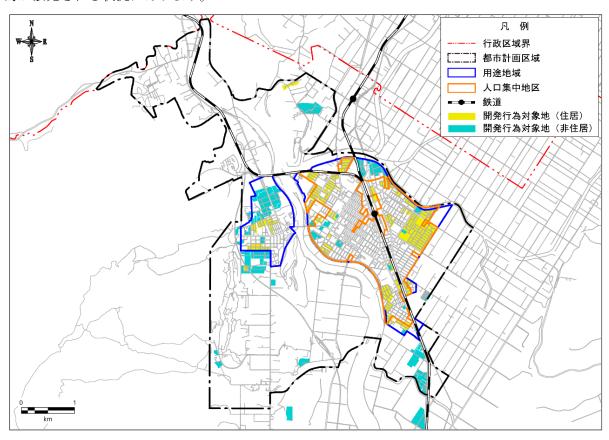


図表 土地利用現況 [S51 • H28] (資料: 国土数値情報)

(2) 開発行為の実施状況

開発行為の分布は、市街地の拡大とともに実施されてきた経緯から外縁部に多く、駅西・駅東 地区で住居を対象とした開発が、北の峰地区では非住居を対象とした開発が多くなっています。

大部分の開発行為が用途地域内で実施されている一方で、用途地域の外側にも非住居の開発行 為が散見される状況にあります。



図表 開発行為の実施状況 [R4.9.1 時点] (資料:富良野市都市建築課)

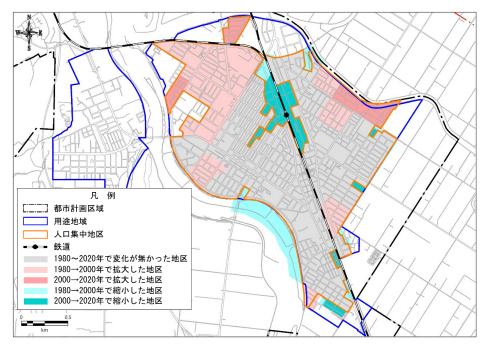
-課 題→ 土地利用現況と開発行為の状況

都市の発展とともに市街地の外縁部へ土地を求めて開発行為が実施されてきましたが、今後は新た な開発の抑制を図りながらまちなかに居住を誘導するなど、コンパクトな市街地の形成に向けた土 地利用へ方向性を転換していく必要があります。

(3) 人口集中地区及び人口密度

本市の人口集中地区は、過去 40 年間で昭和 55 (1980) 年 2.90 k㎡、平成 12 (2000) 年 3.52 k㎡、令和 2 (2020) 年 3.55 k㎡と着実に拡大しているのに対し、地区内人口は昭和 55 (1980) 年 13,152 人、平成 12 (2000) 年 14,466 人、令和 2 (2020) 年 13,246 人と推移しています。

40年前と変わらない人口でありながら面積は拡大していることからも、低密度化の進行は明らかであり、令和2(2020)年の人口密度は37.3人/haまで低下しています。



図表 人口集中地区(資料:各年国勢調査)



図表 人口集中地区の人口と人

□ 密度(資料: 各年国勢調査)

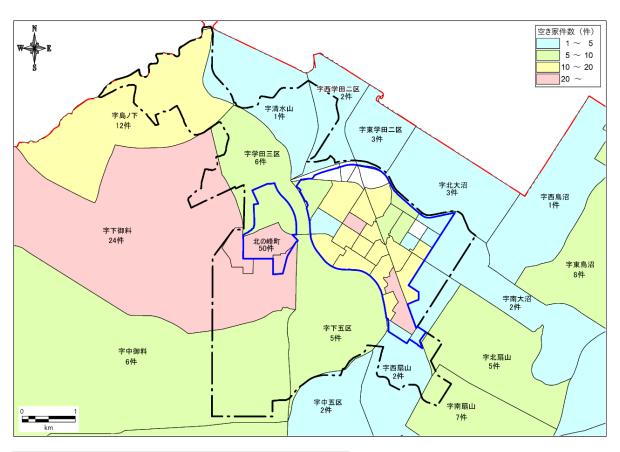
-課 題- 人口集中地区と人口密度

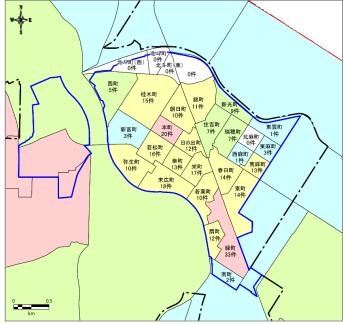
人口集中地区の指定基準である 40 人/ha を下回っており、このまま推移すると人口集中地区が消滅する可能性があります。

また、現在の市街地規模のまま人口減少が続けば、低密度化が更に進行し、生活サービス機能の維持が困難となる状況が懸念されます。

(4) 空き家の分布状況

平成30 (2018) 年度に実施した空家等実態調査によると、北の峰町や緑町、本町などにおいて空き家が20件以上と多くなっており、人口減少や高齢化、経済活動などの影響によって、今後は市街地全体で増加していく可能性があります。



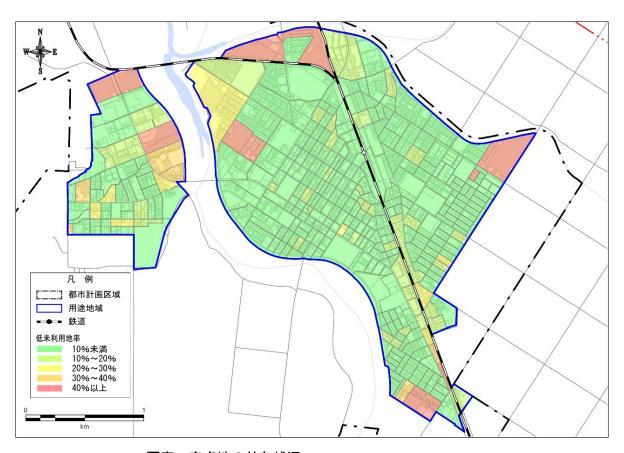


図表 空き家の分布状況(資料:富良野市空家等実態調査 H3O)

(5) 空き地の分布状況

令和3 (2021) 年度に実施した都市計画基礎調査によると、新富町、西町、北斗町、東雲町、南町、学田三区において、農地が存在することによる低未利用地率が高い地域がみられます。

これら以外では、低未利用地率が20%以下ではあるものの、分布傾向が散在的であることから、 市街地全体で空き地の増加が進行していく可能性があります。



図表 空き地の分布状況 (資料:都市計画基礎調査 R3)

-課 題- 空き家、空き地の分布状況

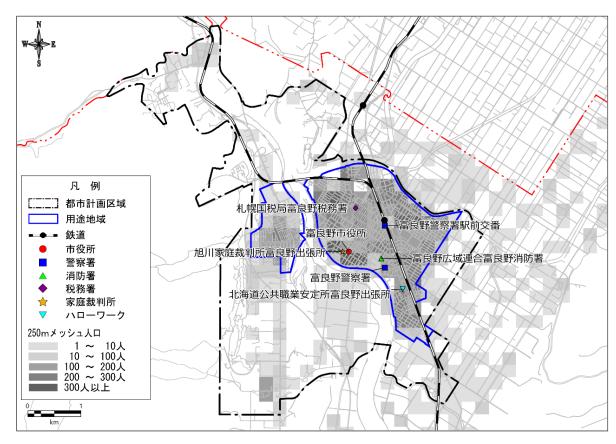
市街地の各所で空き家や空き地が散在している状況にあり、人口減少下においてコンパクトな市街 地を形成するためには、外縁部に残る農地の宅地化を抑制しつつ、市街地における土地・建物の既 存ストックを有効活用していくことが必要です。

2 - 4

都市機能

(1) 行政施設

本市は、上川南部の中心都市であることから、国や北海道の出先機関が立地しており、市役所周辺や国道沿道に大部分の施設が集積しています。



図表 行政施設の分布状況(資料:国土数値情報)

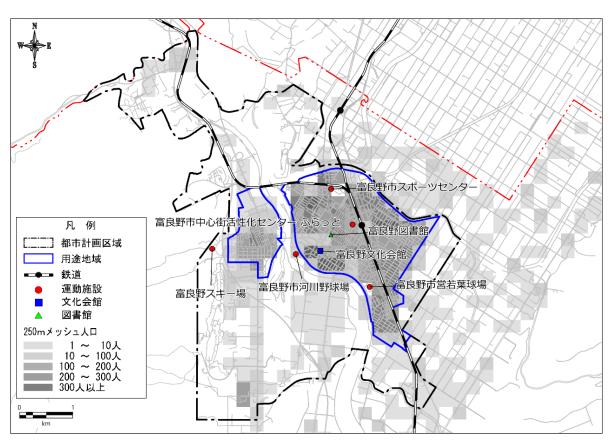
-課 題- 行政施設

行政機能は駅西地区に集中しており、公共交通体系との連携により、他地域からのアクセス性の確保や利便性の向上について検討する必要があります。

また、国や北海道が所管する施設については、関係機関との連携を図りながら、今後の施設の建て 替えや移設などによる立地の変化について、連携を進めていく必要があります。

(2) 歷史•文化•体育施設

歴史・文化・体育施設は、駅西地区に図書館・文化会館が各1施設とスポーツセンター等の運動施設が3施設、計5施設が配置されています。特に「富良野市の市民の元気と健康」をテーマとして駅前再開発事業にて建設された「ふらっと」は、中心市街地の活性化に寄与しています。



図表 歴史・文化・体育施設の分布状況

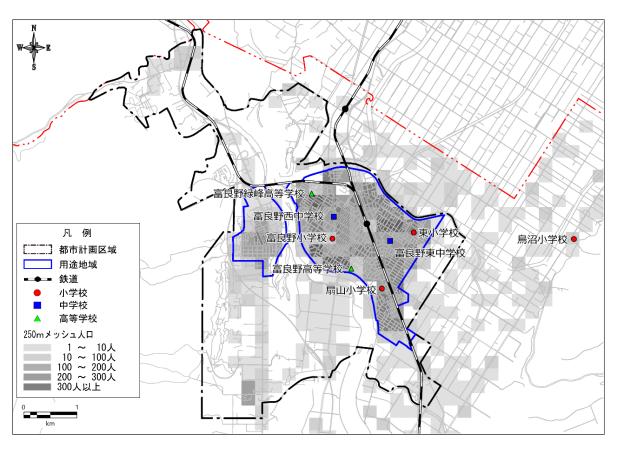
(資料:国土数値情報、富良野市)

-課 題→ 歴史・文化・体育施設

今後の人口減少下においては、施設の老朽化に伴う更新や機能の統廃合が必要になり、施設の複合 化を検討しながら、利便性が高く効率的な都市機能の推進が必要です。

(3)教育施設

市街地の発展とともに徐々に外縁部へと学校が建設されてきた背景から、市街地内に分散した 配置となっており、現在都市計画区域内では、小学校が3校、中学校が2校、高校が2校立地し ています。



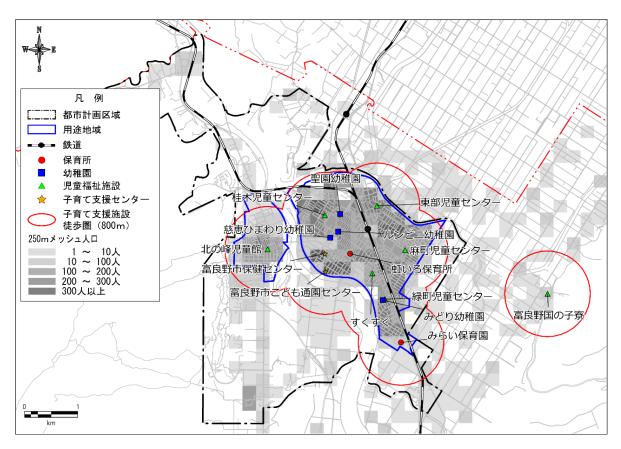
図表 教育施設の分布状況(資料:国土数値情報)

-課 題- 教育施設

人口減少・少子化が今後も続く中、学校の建て替えや統廃合を検討しながら、将来的な人口構造を 見据えた適正な機能配置や計画的な維持・管理が必要です。

(4) 子育て支援施設

市街地には幼稚園・保育所に加えて、児童館・児童センターなど、多種多様な施設が点在して おり、近年では、中心部に整備された虹いろ保育所が、地域の子育て支援として大きな役割を担 っています。



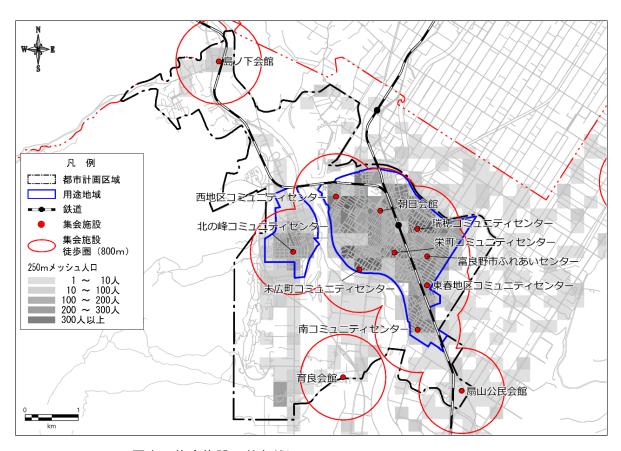
図表 子育て支援施設の分布状況(資料:i タウンページ)

-課 題- 子育て支援施設

人口減少・少子化が今後も続く中、現状の施設をそのまま維持していくことは困難になると予想され、まちなかにおける施設の統廃合を行いながら、子育て世代にとって利用し易い適正配置と送迎 やバス移動などによって、アクセスしやすい環境の構築が必要です。

(5)集会施設

集会施設は、市街地内において比較的均等に分散した配置となっており、地域のコミュニティスペースとしての役割を担っています。



図表 集会施設の分布状況 (資料: 国土数値情報、富良野市)

-課 題- 集会施設

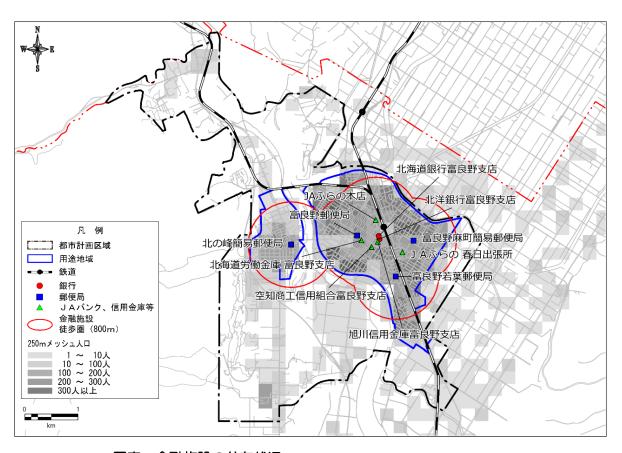
集会施設は分散して配置されることによって機能を発揮する施設であり、地域コミュニティを維持するためにも必要な施設です。

一方で、人口減少下においては、地域の人口動向や利用頻度に応じて、施設の老朽化・維持管理費などを考慮しながら、適切な施設の更新や配置を検討していく必要があります。

(6) 金融施設

金融施設は、駅西地域の特に中心市街地に多数集積しており、地域の事業者等にとってなくてはならない存在と言えます。

一方、駅西地域以外では、駅東地域及び北の峰地域に簡易郵便局が立地し、地域住民へのサービスを提供しています。



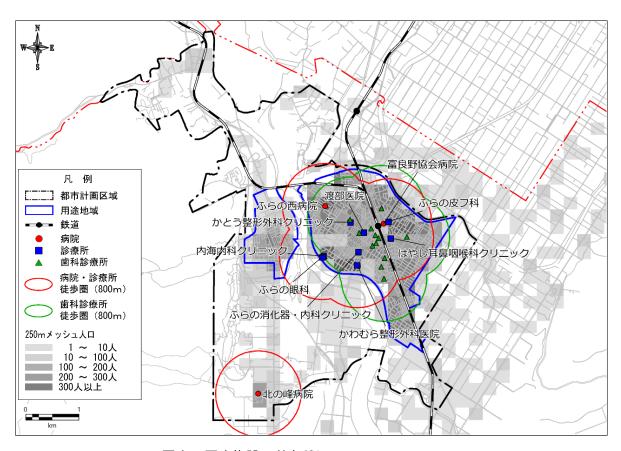
図表 金融施設の分布状況(資料:i タウンページ、JA バンク HP)

-課 題- 金融施設

今後の人口減少により事業者や市民の利用機会が減少し、金融機関の経営的統廃合などによって、 サービスの提供が縮小されていくことが懸念されるため、中心市街地に機能集約を図りながら、居 住の適正配置によって生活サービスの質の維持に努める必要があります。

(7) 医療施設

医療施設は、総合病院が駅東地域と駅西地域にそれぞれ1箇所のほか、一次医療を担う医院が まちなかに集積しています。



図表 医療施設の分布状況 (資料: 国土数値情報)

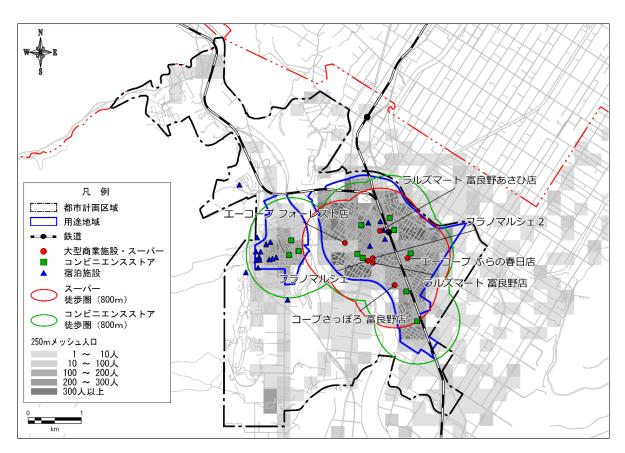
-課 題- 医療施設

医療施設が富良野駅を中心した範囲に立地しており、居住地によっては徒歩圏から外れてしまっている状況のため、高齢者等の移動不便者のまちなかへの居住や公共交通等との連携による、利用しなすい環境づくりが必要となります。

(8) 商業 • 宿泊施設

主要な商業施設としては、まとまった商圏人口をかかえる規模の大型スーパーが国道沿道と富 良野駅近傍に立地しており、日常における市民の買物環境を支えています。

宿泊施設では、富良野駅周辺に一部のホテルが立地するほかは、大部分が北の峰地区など富良野スキー場周辺に立地するリゾート関連のホテルが中心であり、このほかペンションやゲストハウス、コンドミニアムなど多様なスタイルの宿泊施設も立地しています。



図表 商業・宿泊施設の分布状況

(資料:iタウンページ、ふらの観光協会公式サイト)

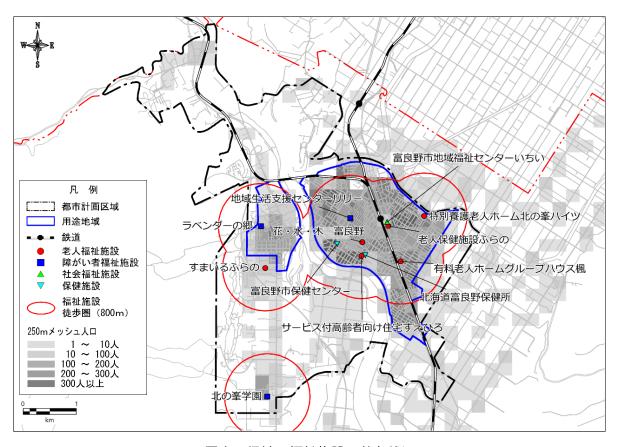
-課 題- 商業・宿泊施設

本市では、観光客の需要が見込まれるものの、人口減少が進むとコンビニエンスストアの需要が減 り、競合店の中で淘汰されていく可能性があります。

また、大型スーパーによる商業機能を維持するためにも、まちなか居住の誘導やアクセス性の高い 公共交通によって、商業施設の利便性や利用機会を高めていく必要があります。

(9) 保健·福祉施設

老人ホームや福祉センターなど多種多様な施設が市街地内に分散配置されており、富良野駅 周辺の一帯では徒歩でのアクセスが可能となっています。



図表 保健・福祉施設の分布状況

(資料:富良野市調べ)

-課 題→ 保健・福祉施設

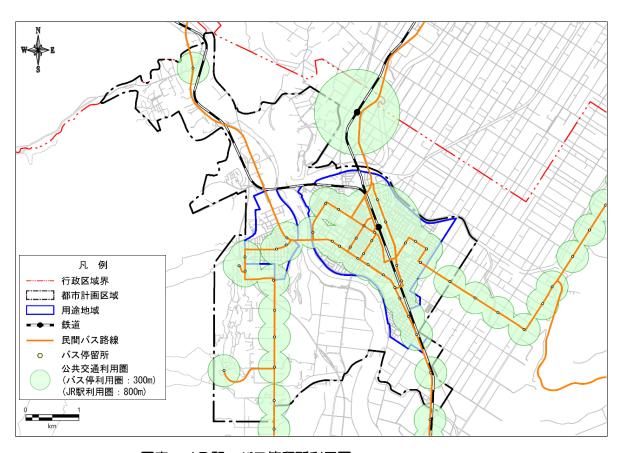
高齢社会の進展に伴って施設の増設が考えられることから、人口分布状況に合わせた適正な配置や 公共交通との連携に配慮しつつ、高齢者が元気に歩いて通える環境づくりが必要です。

2 - 5 公共交通

(1)運行状況

富良野市内では、鉄道とバス路線が主要な公共交通となっており、公共交通の利便性を圏域人 口率でみた場合、用途地域内では、バス停利用圏に 79.3%、JR駅利用圏に 41.1%が居住してお り、バスとJRを合算すると84.3%と大部分の人口をカバーしている状況です。

また、都市計画区域内では、バス停利用圏 82.8%、JR利用圏 38.2%となり、合算では82.7% と若干数値が低下します。



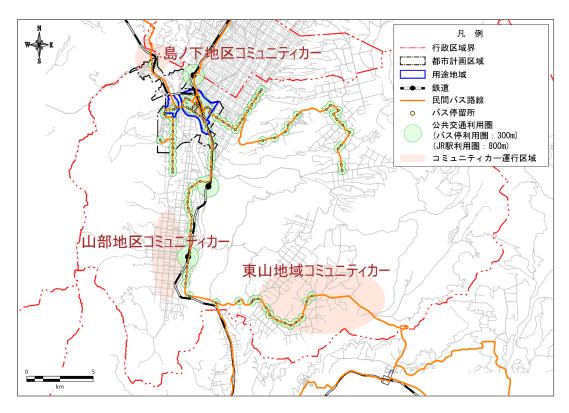
図表 JR駅・バス停留所利用圏 (資料: 国土数値情報)

	人口 (R2)							
圏域	都市	市計画区域人	П	用途地域人口				
		圏域人口	率		圏域人口	率		
バス停利用圏		14,051人	82.8%		12,363人	79.3%		
JR駅利用圏	16,960人	6,473人	38.2%	15,589人	6,410人	41.1%		
公共交通利用圏		14,023人	82.7%		13,143人	84.3%		

図表 JR駅・バス停留所利用圏人口(資料:国勢調査メッシュ人口)

(2)公共交通空白地域

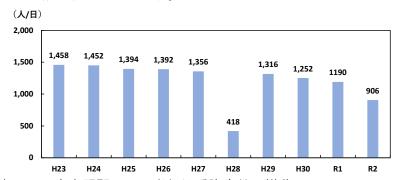
都市計画区域外では、民間のバス路線が主要路線で運行されているほか、山部地区、島ノ下地区、東山地域においてコミュニティカーが運行され、これにより市域内の公共交通空白地域を解消するとともに、都市機能の集積した市街地との往来を可能としています。



図表 公共交通空白地域(資料:国土数値情報)

(3) JR乗降客数の推移

JR富良野駅の乗降客数は、台風被害による一部区間の運休を影響とする平成28(2016)年の急減を除き、ゆるやかな減少傾向にあります。



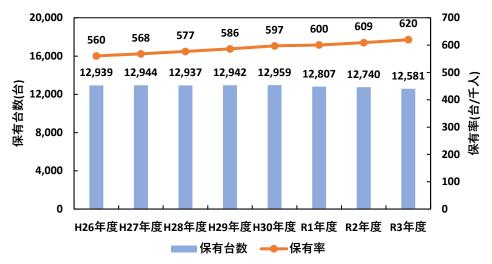
図表 JR 富良野駅の1日当たり乗降客数の推移(資料: 国土数値情報)

-課 題- 公共交通

都市規模のコンパクト化に合わせた市街地における公共交通体系の見直しや、郊外から都市部へ輸送する移動手段の継続的な確保・維持が求められます。

(4) 乗用車保有台数・保有率の推移

乗用車保有台数は、12,500 台~13,000 台の間で推移しており顕著な変化はみられませんが、人口千人当たり保有率は、人口減少が影響し徐々に増加する傾向をみせ、平成26(2014)年度の560台/千人に対し、令和3(2021)年度が620台/千人に増加しています。

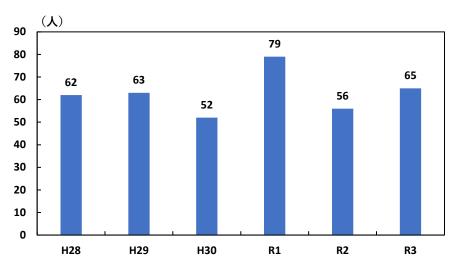


図表 乗用車※保有台数・保有率の推移(資料:北海道自動車統計)

※乗用車:乗用の小型車、乗用の普通車、軽自動車の乗用車の合計

(5) 運転免許返納者数

運転免許の自主返納が全国的に進む中、本市では返納者数が年間 60 人前後で推移しており、今後の高齢社会を見据えると、更なる免許返納者の増加が予想されます。



図表 運転免許返納者数の推移(資料: 富良野警察署)

-課 題→ 乗用車保有台数・保有率の推移、運転免許返納者数

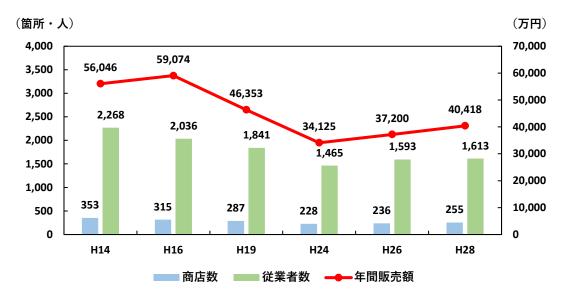
乗用車保有率が増加傾向にある一方で、高齢化は着実に進行しており、高齢者の免許返納の推進や 安全・安心な地域社会を構築するために、質の高い公共交通サービスの推進と平行してまちなか居 住によるウォーカブルな空間の形成が求められています。

2 - 6 経済活動

(1) 商業の状況

平成14(2002)年から平成24(2012)年までは減少傾向にあり、商店数が353箇所から228箇所に、 従業者数が2,268人から1,465人に、年間販売額は5.6億円から3.4億円まで減少しています。

一方、平成22(2010)年にはフラノマルシェがオープン、続いて平成27(2015)年にはマルシェ2がオープンし、これらのテナント以外にも周辺での出店が誘発されるなど、それらの影響により平成24(2012)年からは商店数、従業者数、年間販売額ともに増加に転じています。



図表 商店数・従業者数・年間販売額の推移

(資料:商業統計調査、H28~経済センサス)

-課 題- 商業の状況

全国的な経済の停滞に伴い、商業機能の縮小化・統合化が進められる中、富良野市では商業を始め とする中心市街地の活性化に向けた成果が見られますが、今後も一層の活性化につなげるべく、観 光利用とともに地域住民による利用を進める取組が求められます。

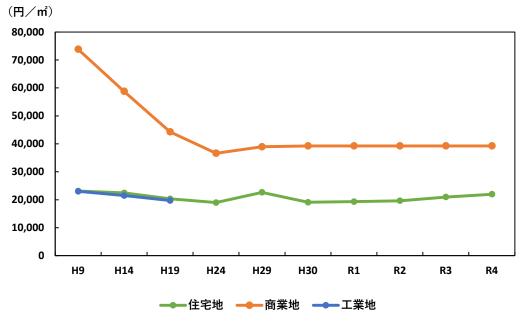
(2) 地価

平成9 (1997)年から令和4 (2022)年の地価の平均値は、商業地で平成24 (2012)年までに70,000円/㎡台から40,000円/㎡付近まで大きく下落したものの、以降は微増傾向となっています。

一方住宅地では、23,000円/㎡台から19,000円/㎡付近まで徐々に下落した後、平成29(2017)年から令和4(2022)年の間は平成9(1997)年当時の地価まで回復してきています。

住所		価格(円/㎡)										
	正別			H14	H19	H24	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	住宅地	末広町4535番20	30,500	29,800	27,000	24,500	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400
	住宅地	南麻町1154番45	20,500	19,600	17,500	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
地	住宅地	錦町4312番59	22,500	21,700	19,500	19,000	_	_	-	_	_	_
価公	住宅地	瑞穂町1157番863	-	ı	ı	ı	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
示	住宅地	北の峰町4777番33	1	I	ı	ı	ı	ı	ı	-	26,900	31,700
	商業地	日の出町1440番1	110,000	84,000	58,000	35,000	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500
	商業地	日の出町3番17	43,500	36,800	32,000	ı	ı	ı	ı	_	_	_
	住宅地	桂木町4423番12	23,800	23,800	21,600	19,800	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
1411	住宅地	扇町11242番96	20,300	19,500	18,000	16,100	15,100	14,900	14,700	14,500	14,300	14,100
地価調査	住宅地	北の峰町1981番62	21,000	20,200	18,300	17,500	18,200	19,800	21,400	23,300	25,600	28,100
調賞	商業地	幸町7番5	68,000	55,500	42,800	38,300	_	-	-	_	_	_
笡	商業地	幸町11374番	-	ı	-	-	45,400	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
	工業地	若葉町2番13	23,000	21,500	19,700	_	_	_	-	_	-	_
			23,100	22,433	20,317	18,983	18,867	19,100	19,333	19,617	20,957	21,971
平均		商業地	73,833	58,767	44,267	36,650	38,950	39,250	39,250	39,250	39,250	39,250
5	工業地		23,000	21,500	19,700	-	_	_	_	_	_	_

図表 地価の推移(資料:地価公示、北海道地価調査)



図表 地価の推移(平均値)(資料:地価公示、北海道地価調査)

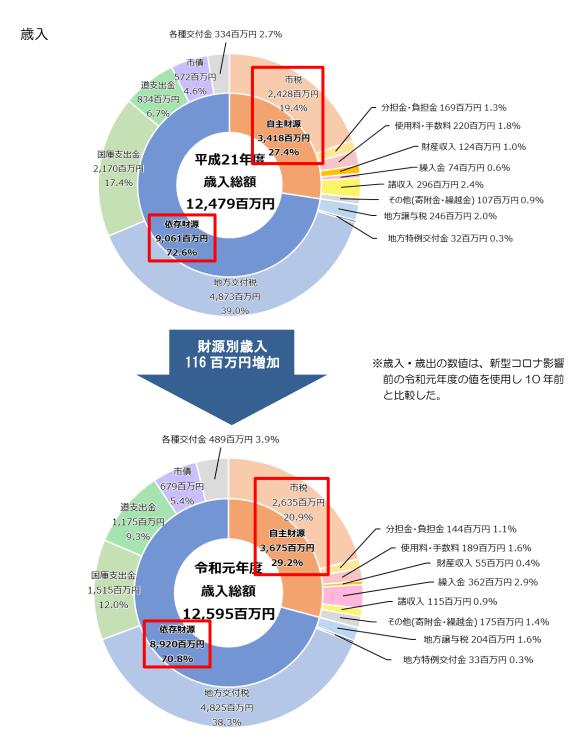
-課 題- 地価

平成22(2010)年に開業したマルシェ効果により商業地の地価減少が下げ止まったものと推測され、今後も継続的な地価の維持や都市機能の集積による更なる活性化を進め、地域の経済的発展につなげていくことが望まれます。

2 - 7 財政

(1) 市全体の歳入・歳出

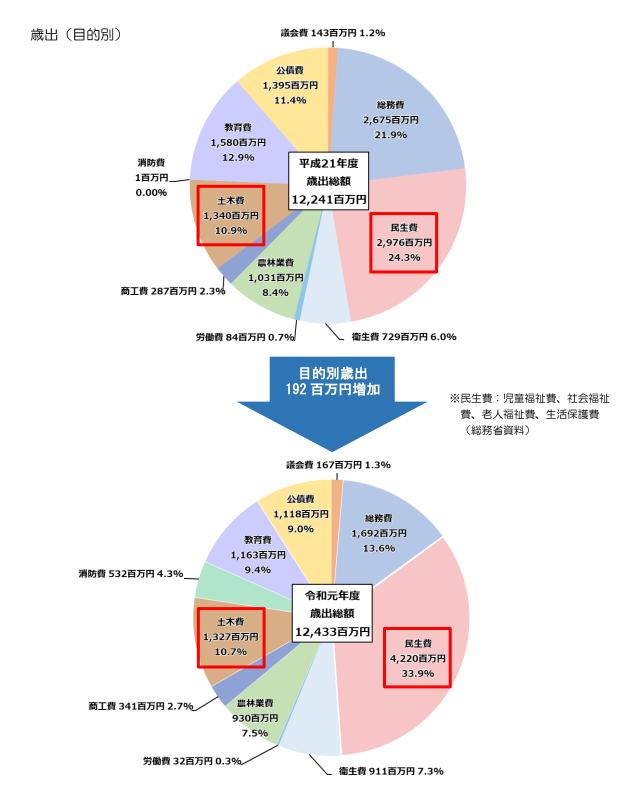
富良野市の歳入は依存財源が約7割を占め、令和元 (2019) 年度では約29%の自主財源のうち 約21%が市税となっています。また、平成21 (2009) 年度と令和元 (2019) 年度の比較では、自 主財源・市税の占める割合がともに増加しています。



図表 財源別歳入 (一般会計) の推移 (資料:富良野市)

令和元(2019)年度の目的別歳出は、民生費が最も多く約34%を占めています。

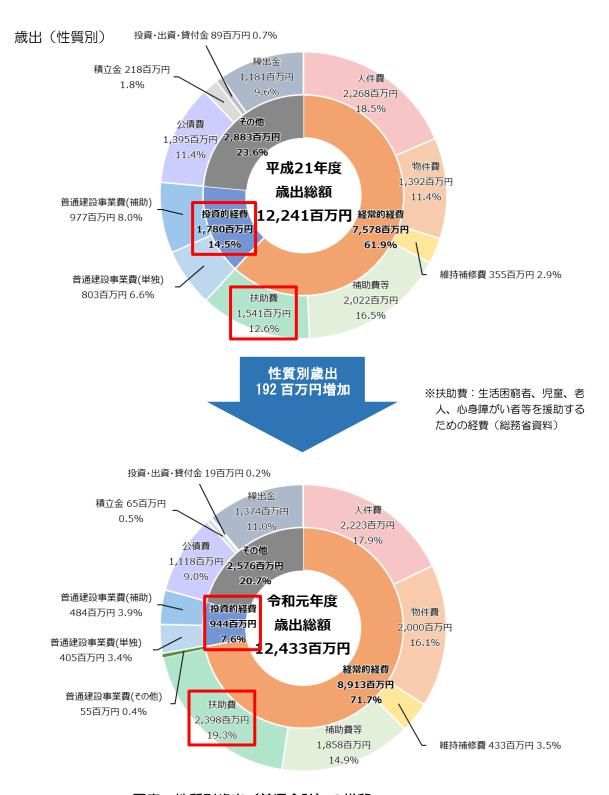
また、平成21 (2009) 年度と令和元 (2019) 年度の比較では、都市基盤施設に関わる土木費は約11%と変化がない一方、民生費の占める割合が約24%から約34%に増加し、全体では約1.9億円 (192百万円) の歳出増加となっています。



図表 目的別歳出 (普通会計) の推移 (資料:富良野市)

令和元(2019)年度の性質別歳出は、扶助費が最も多く約19%を占めています。

また、平成21 (2009) 年度と令和元 (2019) 年度の比較では、建設関連の投資的経費が約15% から約8%に減少した一方、扶助費の占める割合が約13%から約19%に増加し、全体では約1.9 億円 (192百万円) の歳出増加となっています。



図表 性質別歳出 (普通会計) の推移 (資料: 富良野市)

├課 題- 市全体の歳入・歳出

歳出では民生費・扶助費が増加しており、今後の高齢社会においては、更なる増加が見込まれる一方で、限られた財源の中では、都市基盤施設等への振り分けがこれまで以上に厳しくなるものと想定されます。

まちなか居住によるウォーカブルな社会の実現によって、健康寿命を延長し財政的な軽減を図りつつ、長期的な目線で都市経営の効率化・更なるコンパクトなまちづくりの実現によるコスト縮減を推進する上でも、居住誘導を図る施策の検討が必要です。

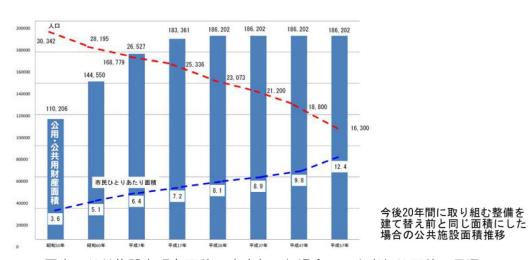
(2)公共施設等の現況及び将来の見通し

減価償却資産の耐用年数として鉄骨鉄筋コンクリート造(事務所用)50 年を基準とした場合、平成27 (2015)年の時点で40年以上の経過年数であった4.1万平方メートルが、令和7 (2025)年までに順次超過することになります。さらに10年を経た令和17 (2035)年の時点では、5.3万平方メートルが同様の超過に至ります。なお、これら延べ床面積の合計は、全体の48%でおよそ半数に相当します。



図表 経過年数別の延べ床面積の状況

(資料: H28.2_富良野市公共施設等総合管理計画書から抜粋)



図表 公共施設を現有面積のままとした場合の一人当たり面積の見通し

(資料: H28.2_富良野市公共施設等総合管理計画書から抜粋)

-課 題→ 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等の耐用年数を踏まえると、今後において建て替えや大規模改修が発生してくることか ら、更なる財政のひっ迫が懸念されます。

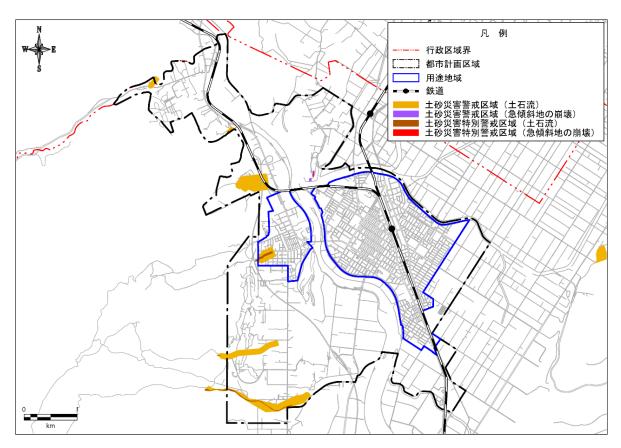
今後の人口減少下においては、施設の廃止や集約、複合化により、都市的な土地利用のコンパクト 化による健全な都市運営が望まれます。

2-8 災害危険箇所

(1) 土砂災害

土砂災害が想定される区域は、西側山麓の沢地形に土石流に関する土砂災害警戒区域等が複数 指定されており、このうち北の峰では、用途地域内で土砂災害特別警戒区域が指定されています。

また、富良野川の空知川への合流地点付近には、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域等 が指定されています。



図表 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(資料:北海道土砂災害警戒区域情報システム)

(2) 河川洪水

①浸水想定区域

想定最大規模(1000年に1回程度)の降雨があった場合は、北の峰を除く市街地全域で洪水による浸水が想定されており、特に市内を北上して流れる空知川とこれに合流する富良野川やベベルイ川の両岸で浸水が深く、北の峰IC付近では5m以上の浸水深の区域が分布しています。

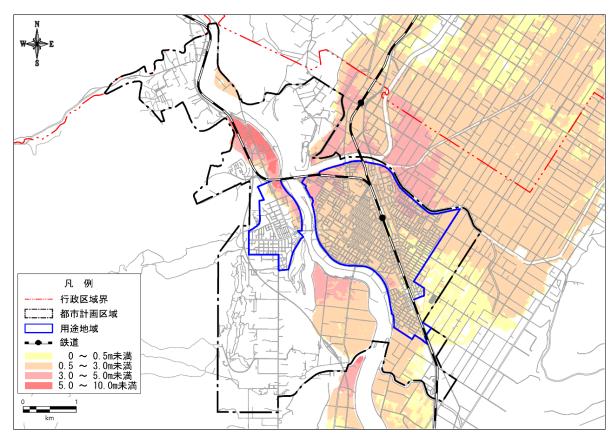
用途地域内では、学田三区、西町、桂木町、北斗町、花園町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町の一部で、家屋の1階部分が水没し2階部分にも被害が及ぶ3~5m未満の浸水が発生するおそれのある箇所が存在します。

計画規模(100年に1回程度)の降雨があった場合は、北の峰IC付近と駅西地区に浸水想定区域がおおむね限定され、駅西地区においては、国道237号より北西側(西町、北斗町、桂木町、新富町)及び国道38号より南西側(弥生町、末広町、若葉町)を中心に、家屋の1階部分が浸水する0.5~3mの浸水深の区域が分布しています。

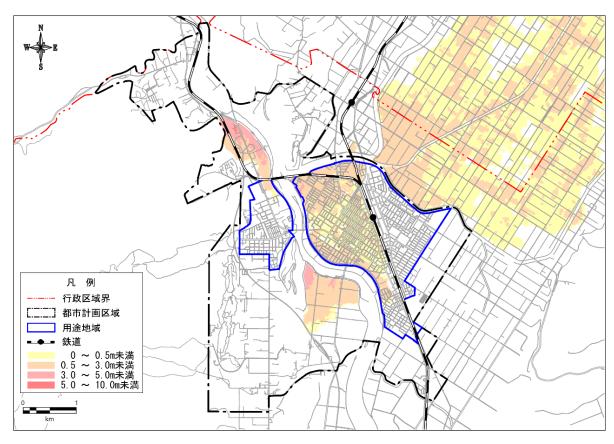
②浸水継続時間

浸水継続時間の分布状況では、富良野川水系の沿川地域において浸水継続時間が長くなる地域 が多く分布しており、都市計画区域外では3日以上浸水が継続する地域も見られます。

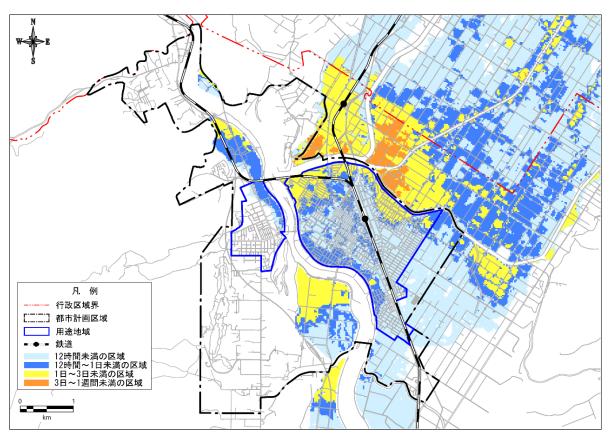
用途地域内では、大部分が1日未満で水がはけるものと想定されますが、西町、桂木町、北斗町、花園町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町の一部では1~3日未満の区域になっており、復旧を開始するのに数日を要すものとみられます。



図表 洪水浸水想定区域_想定最大規模(資料:河川管理者提供データ)



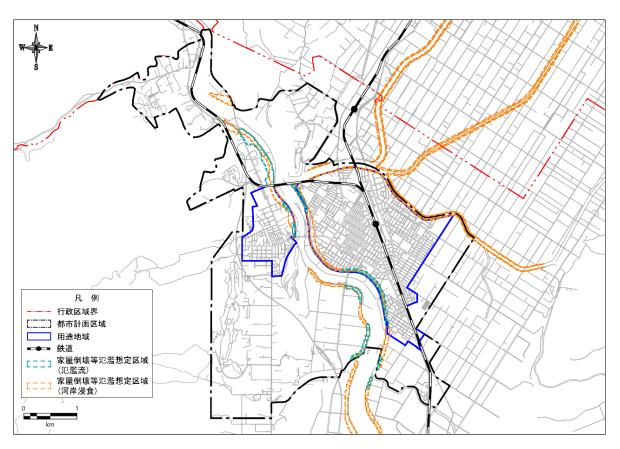
図表 洪水浸水想定区域_計画規模(資料:河川管理者提供データ)



図表 洪水浸水想定区域_浸水継続時間(資料:河川管理者提供データ)

③家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、空知川で氾濫流と河岸浸食、富良野川及びベベルイ川で河岸浸食 による家屋倒壊や流失が想定されており、特に空知川沿いでは区域が建物に支障しているため区 域内で甚大な損害の発生が懸念されます。



図表 洪水浸水想定区域_家屋倒壊等氾濫想定区域(資料:河川管理者提供データ)

-課 題→ 災害危険箇所

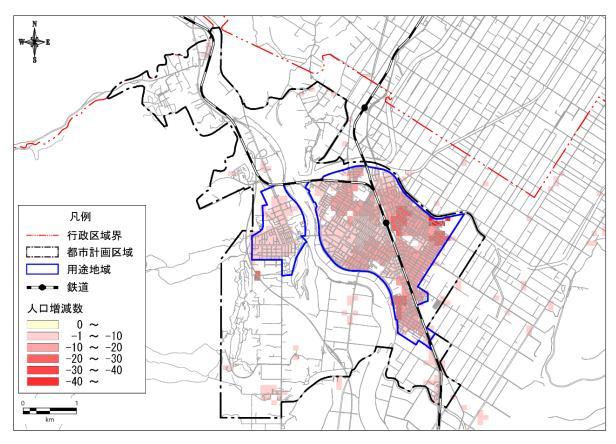
土砂災害の危険が想定される地域では、開発や建築を控えていくとともに、洪水については市街地全域で浸水してしまう状況のため、少なくとも浸水が深くなる地域や浸水頻度の高い地域、長時間浸水する地域、家屋倒壊等が想定される区域に対しては、今後人が増えていくことのないよう、河川洪水に配慮した居住を誘導していく必要があります。また、水深が 0.5 mを超えると大人でも避難が非常に困難になるため、早期の避難を行うとともに、十分な避難先の確保を検討していく必要があります。

2 - 9

地域別人口の将来見通し

(1) 将来見通しにおける人口増減

平成 27 (2015) 年~令和 22 (2040) 年 (推計値) の 100m メッシュの人口の増減数では、市街地全域で減少が進む予測となっており、特に駅東地区を中心に減少傾向が強まっています。



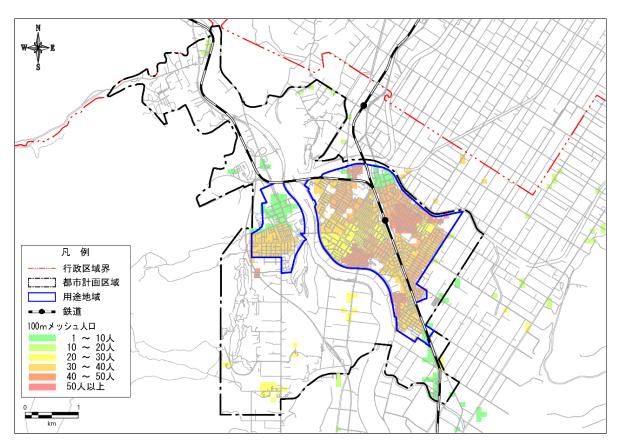
図表 100mメッシュ増減数 [H27 - R22]

(資料:G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)による)

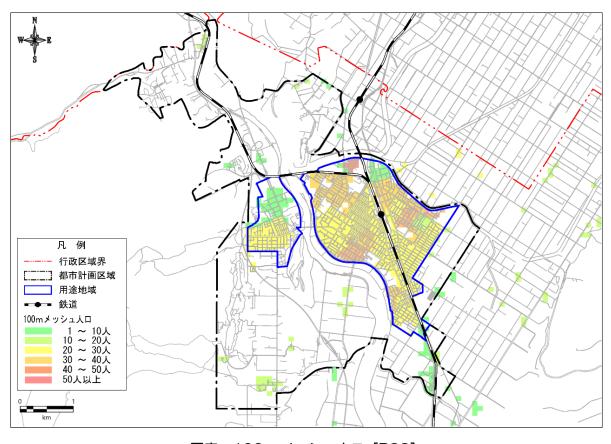
-課 題- 将来見通しにおける人口増減

人口減少が進む中、現状の市街地規模を維持すると低密度分散型の居住形態へ推移していくことが 予測され、非効率な都市の運営につながる懸念があります。

そのため、居住地の集約化を図りながら住民の利便性が高く、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進め、財政コストの縮減を図る必要があります。



図表 100m メッシュ人口 [H27]

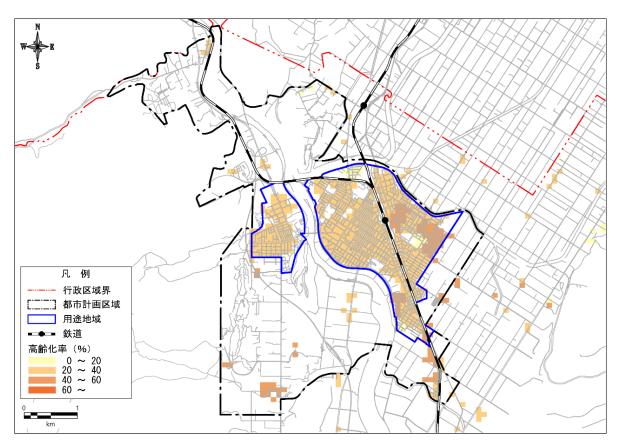


図表 100m メッシュ人口 [R22]

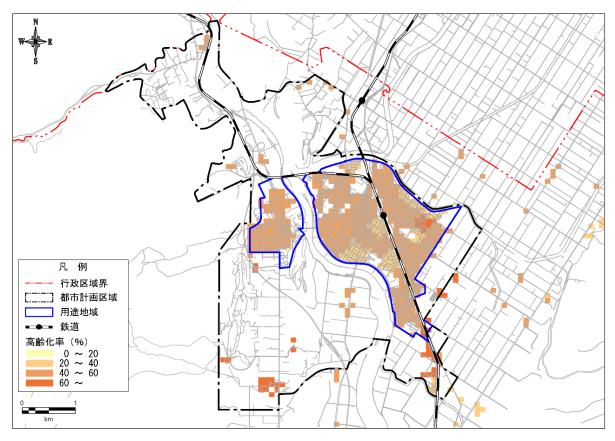
(資料:G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)による)

(2) 高齢化の見通し

市街地の全域で高齢化の進行が予測され、平成27 (2015) 年では、駅東地区を中心として高齢 化率が40%以上の高い地域が分布していますが、令和22 (2040) 年では、市街地全域に高齢化率 の高い地域が広がります。



図表 高齢化率の状況 [H27]



図表 高齢化率の状況 [R22]

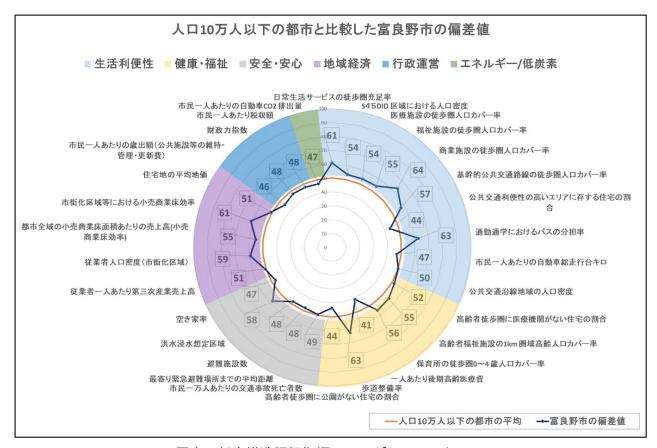
(資料:G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)による)

-課 題- 高齢化の見通し

市街地全域で高齢化が進むことを前提とした都市づくりが必要であり、利便性の高いまちなかで高齢者が暮らせる環境の整備とともに、ウォーカブルで健康的な社会の実現と併せて、都市機能が集積している中心市街地への公共交通等の移動支援策など、総合的な高齢者支援が必要です。

2-10 都市構造上の評価

都市構造の評価に資する以下の項目の指標について、全国の人口 10 万人以下の都市の平均を 50 とした偏差値をもとに、本市の強み・弱みを可視化したレーダーチャートは次のとおりです。



図表 都市構造評価指標のレーダーチャート

(資料:「都市構造の評価に関するハンドブック(H26.8_国土交通省都市局都市計画課)」を参考に作成)

評価分野	傾向/着目指標
	全体的に利便性が比較的高い傾向
	●日常生活サービスの徒歩圏充足率
	市の人口当たり、医療・福祉・公共交通~800m(徒歩圏)の人口が多い傾向《偏
	差値 61》
	●商業施設の徒歩圏人口力バー率
生活利便性	市の人口当たり、商業施設~800m(徒歩圏)の人口が多い傾向《偏差値 64》
	●基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率
	市の人口当たり、鉄道駅〜800m・バス停〜300m(徒歩圏)の人口が多い傾向
	《偏差値 57》
	●通勤通学におけるバスの分担率
	通勤通学でバス利用が多い傾向《偏差値 63》
	後期高齢医療費が少ないほか、健康・福祉面で良好な傾向
	●一人当たり後期高齢医療費
健康•福祉	後期高齢医療費が少ない傾向《偏差値 41》
	●歩道整備率
	歩きやすい環境にある傾向《偏差値 63》
	浸水ハザードエリアが広いほかは標準的な傾向
安全・安心	●洪水浸水想定区域
	浸水ハザードエリアの面積が広い傾向《偏差値 58》
	商業面で効率が良い傾向
111.1 -15 (12 3. 1-	●従業者人口密度(市街化区域)
地域経済	従業者密度が高い傾向 《偏差値 59》
	●小売商業床効率
	小売商業の効率が良い傾向《偏差値 61》
行政運営	顕著な突出はなく、ほぼ標準的な分野
	《偏差值 46-48》
エネルギー	ほぼ標準的な分野
/低炭素	《偏差值 47》

●:他都市との比較で良好な評価指標 ●:他都市との比較で良好とは言ない評価指標

図表 都市構造評価の傾向

├課 題- 都市構造上の評価

大部分の指標項目で標準以上の評価が得られていますが、河川洪水に関しては良好とは言えない評価となっています。想定最大規模の降雨条件ではあるものの、市街地の広範囲が洪水浸水想定区域となっていることから、都市機能や居住の誘導に際しては、防災対策に重点を置いた施策の検討が必要となります。

2-11 関連計画・他部局の施策等

本計画は、関連計画である「第6次 富良野市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針(北海道)」及び「第3次 富良野市都市計画マスタープラン」のほか、富良野市で策定 している各種計画と整合を図ります。

(1)上位計画等

■総合計画

計画名	第6次 富良野市総合計画		
計画期間	令和3(2021)年度~令和12(2030)年度		
前提・ 大切な視点	◎未来は創るもの・構造変化に対応する新スタイルへの移行◎「ひと」が中心であること◎「つながり」のアップデート◎富良野らしいユニークさがあること		
まちづくり スローガン	「美しい」のその先へ。WA!がまち、ふらの ※WA! … つながる (輪)、驚き、循環、やさしい (和)、誇れる (我が)		
まちづくり コンセプト	4 つの WA! ひとの WA! しごとの WA! 自然の WA! 2 つの基本アプローチ 共創 × デジタル(4 つの WA! でまわるイメージ)		
立地適正化に関する施策(基本施策)	基本施策 ■ひとのWA!8-1 雇用と住環境を組み合わせた移住・定住の促進展開方向:情報発信強化(リビング・フラノ)、転出入者の状況把握・分析など■まちのWA!1-5 富良野らしい良好な都市計画の形成個別計画:都市計画マスタープラン、バリアフリー基本構想など■まちのWA!1-6 コンパクトシティの推進個別計画:都市計画マスタープラン、立地適正化計画(R5~予定)【施策の展開方向】多機能集約都市の形成・ウォーカブル推進都市と併せて「歩いて暮らせるまちづくり」の推進・中心市街地への都市機能の集約や公共空間等の都市の冗長性を確保する市街地整備の推進・TMOを軸にした中心市街地のエリアマネジメントの継続的な取り組み■まちのWA!2-1 良好な居住環境の形成個別計画:公営住宅等長寿命化、耐震改修促進、住生活基本各計画■まちのWA!2-2空家対策の推進個別計画:空家等対策計画■まちのWA!3-1 総合的な地域公共交通体系の構築個別計画:地域公共交通計画(R5~予定)■まちのWA!5-2 防災対策の推進、防災意識の啓発と高揚個別計画:地域防災、国民保護、業務継続、強靱化各計画■自然のWA!1-1 地球温暖化対策の推進、環境負荷の少ない持続的な社会の構築		

■市町村マスタープラン

計画名	第3次 富良野市都市計画マスタープラン
計画期間	令和3(2021)年度~令和22(2040)年度
将来都市像	一 安心・安全で多様な世代・世帯が住み続けられる快適な都市空間を形成する地球にやさしいまち 一
都市計画の目標	■自然と調和した魅力ある都市づくり ■活気あふれるコンパクトな都市づくり 人口の減少等によって市街地の低密度化が進むことで、都市機能の低下や地域経済の衰退が懸念されており、これらを回避するためには主要生活サービス施設の集積とともに、一定レベルの人口密度の維持が求められています。 市民が不便なく快適に暮らし、訪れる人が魅力を感じるまちなみを持続的に確保するため、人が行き交い、活気あふれるコンパクトな都市づくりを進めます。 ■健康で豊かに住み続けられる都市づくり 災害に強い安心できる都市づくり 災害発生の予測や予防の技術は、日々進歩しつつも完全ではなく、近年において頻発する全国的な災害の発生状況を鑑み、本市においても各種災害に備えた事前の準備が重要と言えます。 都市の防災性の向上により、災害に対して被害を最小限にとどめ、迅速に復旧することのできるまちを目指し、災害に強い安心できる都市づくりを進めます。 ■多様な連携と協働による都市づくり
将来人口と都 市構造の展開 方向	都市構造の展開方向 基本的な方向性は、市街地周辺を取り巻く自然環境の保全に努め、市街地については内部充実型のコンパクトで機能性の高い都市構造を目指し、今以上に市街地を拡大することなく、都市の防災性の向上や都市生活のサービス水準の維持のため、都市機能の集積と適切な居住空間の誘導を進めるものとします。
立地適正化に関する施策 (土地利用の基本方針)	土地利用 3) 長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進 《住宅地》

市街地整備 立地適正化に 1) 中心市街地の活性化と再整備の推進 関する施策 ●滞留拠点整備等による「まちなか回遊」を推進(中心市街地活性化基本計画 (市街地整備 を継承) の基本方針) ●「市街地整備 2.0 (R2 国交省)」に準拠した取組・事業導入 ●人口減少に対応した市街地形成(都市機能の集約、まちなか居住) ●【東5条3丁目地区】市街地再開発事業 2) 歩いて暮らせるまちづくりの推進 ●オープンスペースの整備(ウォーカブルな人が中心) ●「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の整備 3) 用途地域内における大規模未利用地の開発整備の誘導 ●【住居系大規模未利用地】当面農地としての利用を継続 5) 公営住宅の整備と都市のスポンジ化対策 ●老朽施設の整備・改修(公営住宅等長寿命化計画) ●小規模な住宅地供給(空き家・空き地の利活用) 6) 少子超高齢社会時代に即応する福祉施設の充実 ●高齢者福祉施設・子育て支援施設の適正配置 交通体系 立地適正化に 4) 人にやさしい歩行者空間の創出 関する施策 ●歩行者空間の充実、バリアフリー化の推進、案内サイン・休憩スペースの充 (交通体系の 実 基本方針) 6) 時代に即した持続可能な公共交通体系の構築 ●総合的な交通体系のあり方を検討・協議 都市防災 立地適正化に 1) 災害を想定した防災ネットワークの構築 関する施策 ■緊急輸送道路の最大限の通行確保(北海道緊急輸送道路ネットワーク計画) (都市防災の ●指定避難経路の確保、案内表示等(地域防災計画) 基本方針) ●大規模災害・感染症対策を含めた収容規模の適正化 ●公園緑地(防災公園)の防災機能強化 2) 土地利用規制と併せた防災性の向上 ■【土砂災害特別警戒区域・警戒区域】市街化抑制、減災対策

●住宅・建築物の耐震化促進、無電柱化(耐震改修促進計画)

●【商業系用途地区】準防火地域の指定、集団的な防火性能の確保●【浸水想定区域】住宅地整備の慎重な判断、防災・減災対策

●【宅地造成工事規制区域】適切な許可制度の運用

■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針[北海道]

計画名	都市計画区域の整備、開発	発及び保全の方針	
目標年次	令和 12(2030)年度		
基本理念	テーマ:まちごと公園に向けて		
	都市像:自然と調和したまちづくり		
	人と人の共生したまちづくり		
	活気あるまちづくり		
	文化的なまちづくり		
	みんなで力を合わせる	らまちづくり	
	中心市街地に関しては、富良	野市中心市街地活性化	基本計画に基づき、まちな
	か回遊、まちなか居住、産業振	長興等による活性化及び	機能回復を図る。
	本区域の都市づくりにおいて	は、このことを踏まえ	るとともに、今後は人口の
	減少や少子高齢化が進行しなか	ずらも、交流人口の増加	が予想されることから、市
	街地の無秩序な拡大を抑制し、	都市の既存ストックを	を適切に更新することによ
	り、様々な都市機能がコンパク	トに集積した都市構造	、地球環境時代に対応した
	低炭素型都市構造への転換を目	指す。	
	さらに、都市の防災性の向上	を図り、誰もが安心し	て心豊かに住み続けられる
	まちづくりに向けた都市づくり)を進める。	
主要な都市計	《主要用途の配置の方針》		
画の決定の方	経緯		
針	駅西側 中心商業業務地、まちな	駅東側 専用住宅地	北の峰地区 観光リゾート地
	中心同業素物地、よりは か居住、高度利用住宅地	专用住七地	一般住宅地
	課題		
	■都市密度の低下など都市機能	心の影響(人口減少、	少子高齢化、空き家等)
	方針		
	■安全で快適な都市生活を持続	記能とする「コンパク	トなまちづくり」を目指す
	《交通施設の基本方針》		
	■歩行者や自動車の安全で快適	値な通行を確保するため	に、歩行者や自転車交通の
	ネットワークの形成やバリアフ	リー化を進める	
	■公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を		
	進める		
	《市街地整備の目標》		
	■東5条3丁目地区(市街地)	再開発事業を実施予定)	
	《コンパクトなまちづくりに対	対応する緑地の配置方針	·»
	■狭小な緑地の増加の抑制、都	『市の利便性上より有効	となる配置

(2) 関連計画等

■公共施設等総合管理計画

計画名	富良野市公共施設等総合管理計画	
計画期間	平成 28 (2016) 年度~令和 27 (2045) 年度	
関係する基本	●施設床面積を人口減少にあわせて適正な規模に縮小する	
方針(立地適正	●複数の目的別施設を複合したものとして整備し面積の縮小をはかる	
化に関する施	●移動手段を確保し複数の施設を集約統合する	
策)	●今後 20 年間で公共施設建物床面積を現状から 2 割削減する	
	●ユニバーサルデザイン化の一層の充実をはかる	

■公営住宅等長寿命化計画

計画名	富良野市公営住宅等長寿命化計画			
計画期間	令和3(2021)年度~令和17(2035)年度			
建替事業の実	●団地の統合集約及び一体	本的整備		
施方針(立地適	●老朽住宅の削減			
正化に関する	●民間活力導入の検討(割	整備手法等)		
施策)	●ユニバーサルデザインの	の推進		
	●景観に配慮した整備の推進			
事業手法別戸			道営住宅	宅を含む 単位:戸
数表		令和3~7年度	令和 8~12 年度	令和 13~17 年度
	公営住宅等管理戸数	650	614	574
	新規整備事業予定戸数	16	0	0
	維持管理予定戸数	566	578	534
	計画修繕対応個数	140	184	112
	改善事業予定戸数	144	72	16
	その他個数	282	322	406
	建替事業予定戸数	46	0	0
	用途廃止予定戸数	22	36	40

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画名	第8期 富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
計画期間	令和3(2021)年度~令和5(2023)年度	
基本的な視点	地域包括ケアシステムの深化・推進	
立地適正化に	《高齢者に関する一般施策の推進》	
関する施策	画策 ●災害時要支援高齢者等の見守り体制の推進、SOS ネットワーク事業	
●高齢者の交通安全対策、外出と移動に関する支援		
●「まちなか居住」の推進、高齢者に対応した公営住宅の安定供給		
《災害等に備えた高齢者支援体制》		
	●福祉避難所の確保、防災マップの更新、避難所運営マニュアルの更新	
	●「住民ささえあいマップ」の登録・更新	

■強靱化計画

計画名	富良野市強靱化計画
計画期間	令和 2(2020)年度~令和 6(2024)年度
強靱化目標	1. 大規模自然災害から市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る 2. 富良野市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する 3. 富良野市の持続的成長を促進する
想定する自然 災害	●地震:内陸型地震●火山噴火:十勝岳火山(常時観測火山)●豪雨/暴風雨/竜巻●豪雪/暴風雪
想定リスク・対策	人命の保護

■富良野市地域防災計画

計画名	富良野市地域防災計画
計画期間	昭和 38(1963)年策定~令和3(2021)年一部修正
計画策定の目的	災害対策基本法に基づき、富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
計画の位置づけ	この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。計画は、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。
災害予防計画	第9節 避難体制整備計画 適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難 情報を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。 また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定一般避難所、指定 緊急避難場所、指定福祉避難所と区分する。 【避難体制の整備】 〈避難誘導体制の整備〉 自主防災組織の活動において、市から避難情報が発令された場合に、安全な 避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難 計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管 理者に対し、避難計画の作成を指導する。
	【避難所の整備及び周知の推進】 避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難 対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避 難するものとする。 1. 広域避難場所 市街地における同時多発的な火災から市民等の生命を保護するため、一定程 度の広さを有する公園・公共施設のグラウンド等を選定する。 2. 指定一般避難所 被災者が一定期間避難生活を送るために必要となる規模、速やかな被災者の 受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を 考慮したうえ、学校等の公共施設を選定する。 3. 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設等を選定する。 清合会物取内会、自主防災組織は、避難所入の組織的な移動を思過に行うた
	連合会や町内会、自主防災組織は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合があることから、垂直避難や、指定避難所へ直接避難することも必要となることに留意する。 4. 指定福祉避難所 避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また、社会福祉施設等の指定に向けて協議を進めていく。

■富良野市空家等対策計画

計画名	富良野市空家等対策計画		
計画期間	令和 4(2022)年度~令和 8(2026)年度		
	(2)特定空家等の認定 本市においては、北海道及び北方建築総合研究所が中心となって、特定家等を判断するための基準の数値化に加え、北海道特有の積雪寒冷地を考した参考となる基準が示され、これを特定空家等認定基準とする。特定空家等の認定は、実態調査、必要なときは空家等の敷地及び内部の査を行い、庁内連絡会議での検討のうえ市長が認定する。 (3)特定空家等の措置 認定された特定空家等の所有者等に対しては、「助言又は指導」「勧告」「令」「代執行」の措置をとることができる。特定空家等に応じどのような措が必要になるかは事例ごとに判断して対応する。 (4)除却(解体)に対する支援の検討 所有者等の自発的な除却を促進するため、倒壊や建築部材の飛散といっ危険性のある特定空家等の除却費用や残置物処分費用の軽減策の検討を進る。 (5)国の補助制度等の活用 不良住宅、空家住宅等の除却を国の補助制度等の活用により検討する。公共建築物については、富良野市本庁舎、富良野文化会館、旧中央保育等をはじめとする富良野市公共施設等総合管理計画に位置付けられ耐震性		

第 3 章

まちづくりの課題

3 – 1	課題の再整理・・・・・・・54
3-2	まちづくりの課題と対応の方向性・・・・・・・56

3-1 課題の再整理

前章において評価した都市の現状と課題から主要な事項を抽出し、以下にまちづくりの課題と して再整理します。

	現 状	まちづくりの課題
1	▶令和 22 年までに 6,000 人もの人口減少、 2人に1人が高齢者となる状況が予測される。	→人口減少と超高齢社会に備えた都市 づくりが必要。
①人口	▶人□密度の低い地域が散発的に発生し、生活 利便性の低下や治安・景観の悪化が懸念され る。	→進行する都市のスポンジ化への対応 が必要。
②土地利用	▶外縁部の開発で市街地が拡大した一方、人口減少によって空き地や空き家が発生している。	→人口規模に応じたコンパクトな市街 地形成が必要。 →外縁部の市街化抑制とまちなか居住 が必要。
③都市	▶公共施設は種類によって分布の傾向も様々で、今後は施設の老朽化も見込まれる。	→施設の老朽化と人口減少を見据えた 公共施設の統廃合や複合化及び適正 配置が必要。
機能	▶人口減少にともなって利用が減ることで、特に民間施設のサービスの縮小が懸念される。	→市民生活の維持のために都市機能の 集約と居住の誘導が必要。
	▶バス利用圏が用途地域の 8 割をカバーする 一方、自家用車の依存が強く利用者は少ない。	→市街地におけるニーズに即した公共 交通サービスの確保が必要。
④公共交通	▶市内路線バスとコミュニティカーの運行によって、郊外から市街地への往来を可能としている。	→市街地と郊外地区の双方の機能維持 のため、郊外からまちなかへの移動手 段の持続化が必要。
炟	▶高齢化の進行や運転免許の返納によって、公 共交通の利用とともに歩行者の増加が見込まれる。	→公共交通とともにウォーカブルな空間形成が必要。
5	▶マルシェ効果によって地価の下落が抑えられ、中心市街地の活性化につながっている。	→フラノマルシェ等との相乗効果によるまちなかの一層の活性化が必要。
⑤経済・財政	▶人口減少と高齢社会の現下において、公共施設や都市基盤施設等への財政支出は限られる。	→効果的な投資による都市経営コストの縮減が必要。 →健康増進による医療費削減に向けた 歩いて暮らせるまちづくりが必要。

図表 課題の再整理(1/2)

	現 状	まちづくりの課題
⑥ 防災	▶北の峰で土砂災害特別警戒区域が指定されており、河川洪水に関しては北の峰を除く市街地全域で浸水が想定されている。	→土砂災害が懸念される地域での開発 や建築の抑制が必要。 →河川洪水の浸水想定に配慮した避難 対応と居住の誘導が必要。
⑦住民意向	▶市街地の在り方では、6割が「歩いて暮らせる市街地を目指したコンパクトなまち」、次いで2割が「現在の市街地を維持し空き家・空き地を有効活用できるまち」と回答している。	→コンパクトな市街地を前提とし、空 き地や空き家を活用していくことが 必要。
	▶居住意向では、地区内定住が大多数を占める中、回答者の 1/4 が転居や転出を検討している。	→市外転出の抑制策とともに、市内転 居のニーズに即した多様な住宅環境 の提供が必要。
	▶転居先の希望では、「各種施設が立地する便利な市街地の中心部」が約5割で第一位。	→生活のための各種施設が集積した魅力ある中心市街地の形成が必要。
	▶各施設の必要性では、「避難所・避難場所」が 最多、次いで「商業施設」、「医療施設」が続く。	→買物や通院など日常利用の施設だけでなく、災害時の安全確保の視点が必要。
	▶移動手段の重要性では、現在は自家用車が9割と顕著に高いが、将来は自家用車、バス、タクシー、徒歩がほぼ6割と横並びとなる。	→将来的な公共交通の需要増とともに 歩いて暮らせるまちづくりへの対応 が必要。

図表 課題の再整理(2/2)

3-2

まちづくりの課題と対応の方向性

再整理されたまちづくりの課題を多角的に解決するため、以下に示す4つの「課題対応の方向性」に基づき対応を進めます。

【まちづくりの課題】 【課題対応の方向性】 ■人口 ◆人口密度の低下抑制 ・人口減少と超高齢社会に備えた都市づくりが必要。 ・進行する都市のスポンジ化への対応が必要。 利便性の高いまちなかへの居住の推進や空き 家・空き地を活用した効果的な住宅地の供給、 ■土地利用 外縁部における新規宅地開発の抑制等を検討 します。 ・人口規模に応じたコンパクトな市街地形成が必要。 ・外縁部の市街化抑制と街なか居住が必要。 ■都市機能 ・施設の老朽化と人口減少を見据えた公共施設の 統廃合や複合化及び適正配置が必要。 ●都市機能の適正誘導 ・市民生活の維持のために都市機能の集約と居住 の誘導が必要。 歩いて暮らせるまちづくりのため、公共施設の適 正配置と必要な都市機能の集約化に向けた誘 ■公共交通 導等を検討します。 市街地におけるニーズに即した公共交通サービスの 確保が必要。 ・市街地と郊外地区の双方の機能維持のため、郊 外からまちなかへの移動手段の持続化が必要。 ・公共交通とともにウォーカブルな空間形成が必要。 ■経済·財政 ●移動支援の充実 ・フラノマルシェ等との相乗効果によるまちなかの一層 の活性化が必要。 高齢社会を見据えた市街地における公共交通 体系の充実や郊外からまちなかへの輸送機能の ・効果的な投資による都市経営コストの縮減が必要。 ・健康増進による医療費削減に向けた歩いて暮らせ 確保、健康的に楽しく歩くことのできるまちなか空 るまちづくりが必要。 間の創出等を検討します。 ■防災 ・土砂災害が懸念される地域での開発や建築の抑制 が必要。 ・河川洪水の浸水想定に配慮した避難対応と居住 の誘導が必要。 ■住民意向 ●災害への対応 ・コンパクトな市街地を前提としつつ、空き地や空き家 土砂災害が懸念される区域における市街化の を活用していくことが必要。 抑制や洪水による浸水が想定される区域に居住 ・市外転出の抑制策とともに、市内転居のニーズに する住民の誘導、適切な避難施設の確保等を 即した多様な住宅環境の提供が必要。 検討します。 生活のための各種施設が集積した魅力ある中心 市街地の形成が必要。 ・買物や通院など日常利用の施設だけでなく、 災害時の安全確保の視点が必要。 ・将来的な公共交通の需要増とともに歩いて暮らせ るまちづくりへの対応が必要。

図表 まちづくりの課題と対応の方向性

第 4 章

まちづくりの方針と基本方策

4 – 1	持続可能なまちづくりの方針 ・・・・・・・・58
4-2	課題解決に必要な基本方策・・・・・・・・・・59

4-1 持続可能なまちづくりの方針

第6次富良野市総合計画では、前期基本計画・基本施策のうち【都市基盤】に関わる個別施策の一つとして「都市計画」が位置付けられており、さらに関連する分野の方針を踏まえて、第3次富良野市都市計画マスタープランでは、将来都市像(都市の目指す姿)として「安心・安全で多様な世代・世帯が住み続けられる快適な都市空間を形成する地球にやさしいまち」を掲げています。

一方、人口減少・少子高齢社会の時代にあって市街地の低密度化がこのまま進むと、都市生活に必要な生活サービスの提供が公共・民間問わず徐々に低下していくものと想定されており、これを予防していつまでも住み続けられるまちとしていくためには、人口密度をある程度維持しながら主要な施設を極力集約し、施設やサービスの利用頻度を高めていくことが重要です。

よって本計画では、都市計画マスタープランの将来都市像を共有しつつ、さきに整理した課題 対応の方向性を加味し、持続可能な都市運営を続けるために「持続可能なまちづくりの方針」を 以下のとおり設定します。

【将来都市像(都市の目指す姿)】 第3次都市計画マスタープランより

安心・安全で多様な世代・世帯が住み続けられる 快適な都市空間を形成する地球にやさしいまち

<課題対応の方向性>

- ・人口密度の低下抑制
- ・都市機能の適正誘導
- ・移動支援の充実
- ・災害への対応

【持続可能なまちづくりの方針】

コンパクトな市街地と魅力あるまちなかの形成による 安心して住み続けられるまちづくり

4 - 2

課題解決に必要な基本方策

持続可能なまちづくりの方針を実現していくため、まちづくりの課題の解決に必要となる基本 的方策を以下に設定し示します。

(1) 人口密度の低下を抑制する住宅施策の推進

これまでの市街地拡大と人口減少によって、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進行しつつあることから、市街地の人口密度が今以上に低下していくことのないよう、まちなか周辺へ居住の誘導を推進していきます。

その際、市街地内の空き地や空き家を積極的に有効活用し、小さな敷地規模で住宅地を供給していくことにより、市外転出の抑制と市内転居の要望に応えていきます。

さらに、農業振興施策等との連携を図りながら市街地外縁部の都市的土地利用を制限し、市街地の無秩序な拡大を防止するとともに、現状における用途地域内の大規模未利用地については、都市農地としての利用を継続して新規の宅地開発をひかえていくことにより、市街地の人口密度維持又は低下抑制を図ります。

(2) 市民生活を支える主要な都市機能の適正誘導

行政施設、文化施設、教育施設、福祉施設等の公共施設は、施設の老朽化に伴う更新等のタイミングを測りつつ、人口減少に応じた規模の最適化を検討し、統廃合や複合化、施設間の連携を考慮した集約型の配置を進め、都市経営コストの縮減、強いては市民に対する公共サービス水準の維持を図ります。

また、商業施設、医療施設、高齢者や子育て関連の民間施設等については、地域の将来的な人口変動・低密度化を見据えながら、施設の種類及び規模に応じた適切な配置バランスを検討し、特にまちなかへの都市機能の集約化と滞留拠点整備等による回遊性の強化を一層促進し、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 移動支援による健康的で魅力ある地域社会の実現

都市規模のコンパクト化に合わせた市街地における公共交通体系の見直しを進めるとともに、 市街地の中であっても、まちなかへのアクセスが徒歩では難しい地域については、特に高齢者等 への配慮を含めニーズに即した公共交通サービスの充実を進めます。

さらに、市街地における都市機能の維持は、郊外からの利用も必要条件であり、また、郊外各地区の生活のためにも市街地の都市機能が重要であることを踏まえ、双方の機能維持のため都市部へ輸送する移動手段の継続的な確保・維持を行います。

くわえて、質の高い公共交通サービスの展開と並行して、民間投資と共鳴しながら「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の整備を積極的に推進し、街路・広場・民間空地等のオープンスペースを活用した魅力的でウォーカブルな空間の創出により市民の健康増進を図ります。

(4)安心して住み続けられるための防災・減災への対応

防災・減災のまちづくりを推進するため、土砂災害や河川洪水等による災害リスクの高い地域 については、新たな立地抑制を図るべく、上記(1)による居住の誘導において優先的な対策を進 めるとともに、上記(2)による主要な都市機能の配置においても、災害リスクを十分に考慮した 場所への立地を適正に誘導します。

くわえて、近年の水災害については、頻発・激甚化の傾向を見せていることから、河川洪水によって浸水が想定される区域に暮らす住民の迅速な避難を確実なものとするよう、避難所・避難路の確保とともに、上記(3)による移動支援との連携を図ります。

【将来都市像(都市の目指す姿)】

安心・安全で多様な世代・世帯が住み続けられる 快適な都市空間を形成する地球にやさしいまち

【持続可能なまちづくりの方針】

コンパクトな市街地と魅力あるまちなかの形成による 安心して住み続けられるまちづくり

【課題解決に必要な基本方策】

- (1) 人口密度の低下を抑制する住宅 施策の推進
- (2) 市民生活を支える主要な都市機能の適正誘導

対応の連携

- (3) 移動支援による健康的で魅力ある 地域社会の実現
- (4) 安心して住み続けられるための 防災・減災への対応

第 5 章

目指すべき都市の 骨格構造と誘導方針

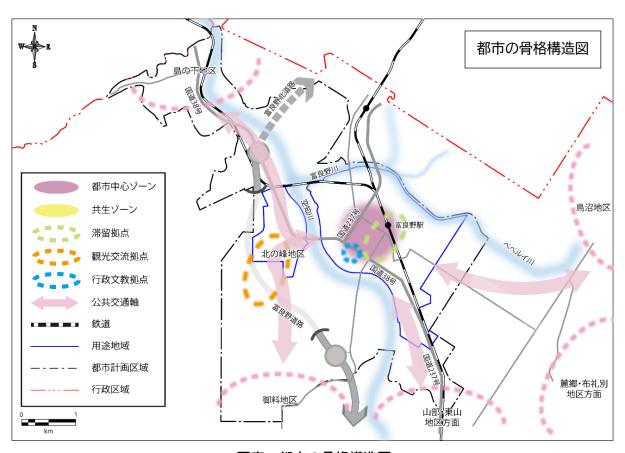
5 – 1	目指すべき都市の骨格構造・・・・・・・・・・62
5 – 2	誘導方針63

5-1 目指すべき都市の骨格構造

持続可能なまちづくりの方針として設定した「コンパクトな市街地と魅力あるまちなかの形成 による安心して住み続けられるまちづくり」を実現していくためには、本市の都市構造上の特性 を十分に活かしていくことが重要です。

基本的な方向性は、都市計画マスタープランの考え方に基づき、市街地周辺を取り巻く自然環境の保全に努め、市街地については内部充実型のコンパクトで機能性の高い都市構造を目指し、今以上に市街地を拡大することなく、都市の防災性の向上や都市生活のサービス水準の維持のため、都市機能の集積と適切な居住空間の誘導を進めます。

さらに、都市計画マスタープランの都市構造において設定しているゾーン及び拠点を基本としつ、各種の生活利便施設が集積する市街地中心部へのアクセス性を高めるため、公共交通との連携を図る交通軸を加え、目指すべき都市の骨格構造を設定します。



図表 都市の骨格構造図

5 - 2 誘導方針

都市計画マスタープランにおけるゾーン〈人が暮らしていく空間〉及び拠点〈重点的な機能集 積地〉の位置付けに対応して本計画における誘導方針を以下のとおり設定し、これに軸〈まちな か利用の向上〉を加えて公共交通によるまちなかへのアクセス性を高めます。

ゾーン 〈人が暮らしていく空間〉 都市計画マスタープラン 立地適正化計画 における位置づけ の誘導方針 都市中心ゾーンとその周辺を居住 周辺の自然環境と共生しつつ、人 が暮らしていくための空間として、 誘導区域に設定し、適切な居住の 現在の用途地域を概ねの市街地と 誘導により人口密度の低下抑制を 【共生ゾーン】 図ります。また、公共交通等によ し、災害時の安全確保とともに、 快適に暮らせるための適切な居住 る移動の利便性を高めます。 環境を誘導していきます。 富良野駅から国道沿道にかけての

【都市中心ゾーン】

富良野駅から国道沿道にかけての 一帯に主要な都市機能を集積する ことによって、中心市街地の機能 回復を図り、暮らしの利便性を高 め、活気と魅力あるまちなみ形成 を進めます。 都市機能誘導区域に設定し、空き 家・空き地の有効活用など都市施 設の機能集積を図り、市民が都市 的サービスを受けやすい環境を創 出します。

拠点 〈重点的な機能集積地〉					
	都市計画マスタープラン における位置づけ	立地適正化計画 の誘導方針			
【滞留拠点】	公共交通や医療施設など各種機能 が集積する富良野駅周辺からフラ ノマルシェのある国道までを滞留 拠点として位置づけます。	都市機能誘導区域に設定し、ウォーカブルな空間の創出と市街地整備の推進により、健康で快適な拠点を形成します。			
【観光交流拠点】	周辺環境への配慮を継続しつつ、 交流人口を呼び込むため、北の峰 や富良野スキー場周辺を観光交流 拠点に位置づけます。	居住誘導区域や観光施策と連携し、 周辺の魅力ある環境と調和することにより、交流人口の拡大と地域 の活性化を図ります。			
【行政文教拠点】	市役所新庁舎の周辺に行政機能の 集積による利便性の向上を図り、 行政文教拠点と位置づけます。	都市機能誘導区域に設定し、行政 機能の集積により、本市の中核と なる拠点を形成します。			

軸〈まちなか利用の向上〉

立地適正化計画の誘導方針

【公共交通軸】

北の峰地区や郊外地区から都市機能誘導区域へのアクセス向上を図るため、路線バスやコミュニティカー等の既存の輸送手段を活用しながら公共交通サービスを確保・維持し、市民がまちなかを利用しやすい環境を創出します。

図表 都市計画マスタープランと立地適正化計画の誘導方針の関係

第 6 章

居住誘導区域の設定

6 – 1	居住誘導区域とは・・・・・・・・・・・・・・・・66
6 – 2	居住誘導区域設定の考え方・・・・・・・・・・・・67
6 – 3	居住誘導区域の検討・・・・・・・・・・・・・・・・68
6 – 4	居住誘導区域 · · · · · · 74

6-1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、用途地域内において設定されるものであり、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導していく区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めることとされています。

「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省)では、望ましい区域像が以下のとおり示されています。

居住誘導区域の望ましい区域像

<生活利便性が確保される区域>

- 都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域/生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域。
- 公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域。

<生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域>

・社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域。

<災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域>

- ・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域。
- ・土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している 郊外地域などには該当しない区域。

「立地適正化計画作成の手引き」(令和4年4月改定)

居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域の設定に当たっては、区域内における生活利便性が確保されるとともに、ある程度の人口密度が維持されることを条件に、主要な商業施設からの距離や公共交通の利便性、将来の人口密度に関する判断基準を定め、これらに該当する箇所を居住の誘導が妥当な区域として選定します。

ただし、工業地や大規模未利用地、大きな公園などの土地利用の状況、あるいは災害リスクが 見込まれる区域となっている場合については、居住を誘導することが適さないものとし、個別の 判断基準を定め、これらを除外して居住誘導区域を設定します。

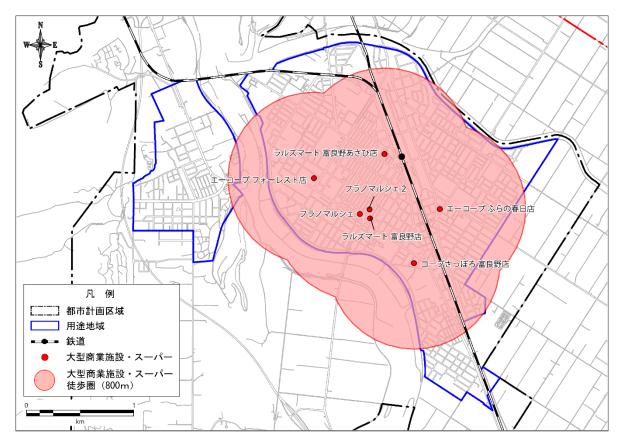
基本的事項	富良野市における考え方(判断基準)
(1)生活利便性の確保や人口	・日用品を扱う大型商業施設やスーパーマーケットへ歩い
密度維持の観点から居住の	て行くことのできる区域(徒歩圏 800m)
誘導が妥当な区域	・公共交通の利便性が高く、中心部に容易にアクセスできる
	区域(基幹的公共交通利用圏 駅 800m、バス停 300
	m)
	・人口密度が将来的にも比較的高く維持される見込みの区
	域(100mメッシュに 30 人以上)
(2)土地利用の状況や防災上	・住宅地としては適さない外縁部に配置されている工業地
の観点から居住を誘導すべ	(準工業地域、工業地域)
きではない区域	・コンパクトシティの観点から、住宅地の新規造成を見込ま
	ない外縁部の大規模未利用地(住居系用途地域内)
	・規模の大きな公園や緑地(2ha 以上)
	・土砂災害のリスクが見込まれる区域(土砂災害警戒区域、
	土砂災害特別警戒区域)
	・河川洪水による被害が見込まれる区域(浸水深 3.0m以
	上、浸水継続時間 1 日以上、家屋倒壊が想定される区域)
上記(1)から(2)を除いた	⇒道路中心など分かりやすさに配慮して最終的に居住誘導
区域	区域の区域界を定める

図表 富良野市における居住誘導区域設定の考え方

6-3 居住誘導区域の検討

(1)日常的な買物の利便性が高い区域

生活の利便性を確保するための施設は、行政施設や福祉施設、医療施設、文化施設など多様な施設が存在しますが、ここではアンケートの結果からも特に市民の利用頻度が高い大型商業施設やスーパーマーケットに注目し、これら施設の徒歩圏となる半径 800mの範囲は居住を誘導するにふさわしい妥当な区域として選定します。

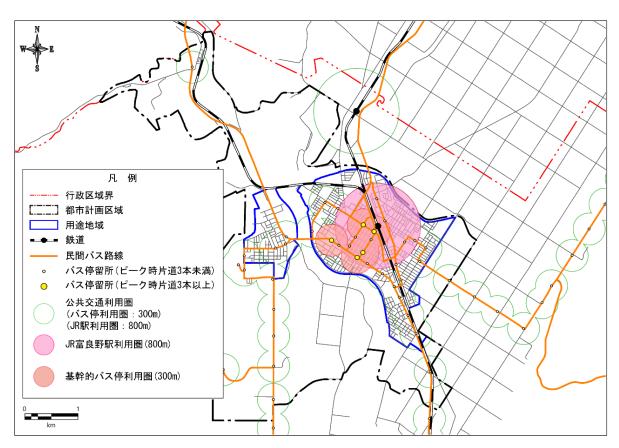


図表 日常的な買物の利便性が高い区域

(2) 公共交通の利便性が高い区域

本市の公共交通は、JR富良野駅を中心としたネットワークにより構成されている現状から、 JR富良野駅の駅利用圏となる半径800mの範囲は、居住を誘導する区域として選定します。

つぎに、バス交通については、バス利用圏となる停留所から半径300mの範囲が用途地域をほぼカバーする配置となっていますが、このうち片道ピーク時3本以上となる停留所は、バス利用の利便性が高い基幹的公共交通を担う停留所として位置付け、この利用圏300mの範囲を居住の誘導が妥当な区域として選定します。



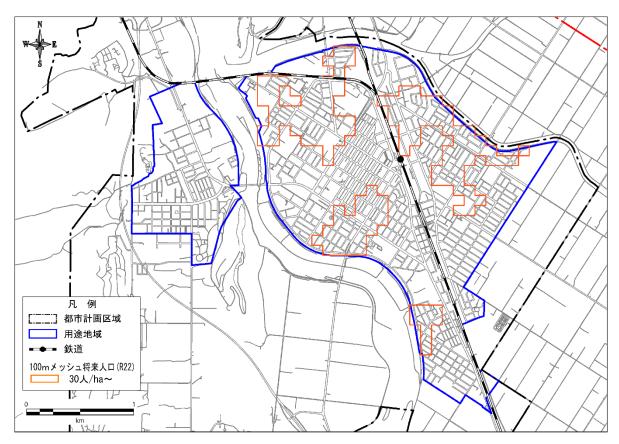
図表 公共交通の利便性が高い区域

(3)人口密度が将来的にも高い区域

市街地の人口分布には偏りがあり、公共公益施設が立地する地域や人が住まない工業地などは 人口が少ない一方で、空き地や空き家が少なく集合住宅が立地するような地域では人口が多くな ります。

人口減少が進む中、現在の人口密度を維持できる地域は限られますが、将来の人口密度が周辺と比較して高い地域においては、政策的にも居住の誘導を図っていくべき地域と考えます。

そこで、令和 2 (2020) 年の用途地域内人口密度が 27.6 人/ha であることに着目し、令和 22 (2040) 年の予測において、100mメッシュ人口が 30 人/ha 以上の区域を抽出し、これらの範囲は居住を誘導していく区域として選定します。



図表 人口密度が将来的にも高い区域

<現在の用途地域の人口密度>

用途地域面積:565.2 ha

用途地域人口: 15,589 人(国勢調査 R2)

用途地域内人口密度: 15,589 人 ÷ 565.2 ha = 27.6 人/ha

(4) 土地利用の状況から居住を誘導することが適さない区域

①工業地

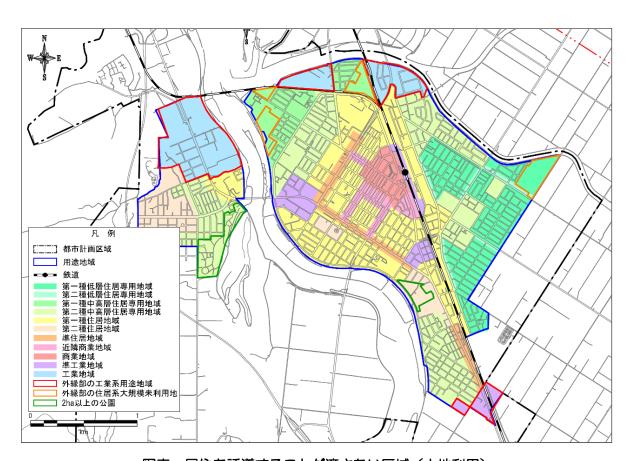
市街地のなかでも工業系の用途地域は、工業地としての利便の増進を前提として指定されている地域であることから、学田・花園の両工業団地と北斗町、西扇山の各方面に配置された特に外縁部の準工業地域と工業地域については、居住の誘導に適さない区域と位置付けます。

②大規模未利用地

住居系の用途地域のなかには、現状で農地として利用されている大規模未利用地が外縁部に存在しており、これらについても居住の誘導に適さない区域と判断します。

③2ha 以上の公園

都市公園のなかでも特に若葉公園と朝日ヶ丘総合公園は2ha以上の規模を有し、公園内での居住は想定し得ないため、これらの公園についても居住を誘導しない区域に位置付けます。



図表 居住を誘導することが適さない区域(土地利用)

(5) 防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域

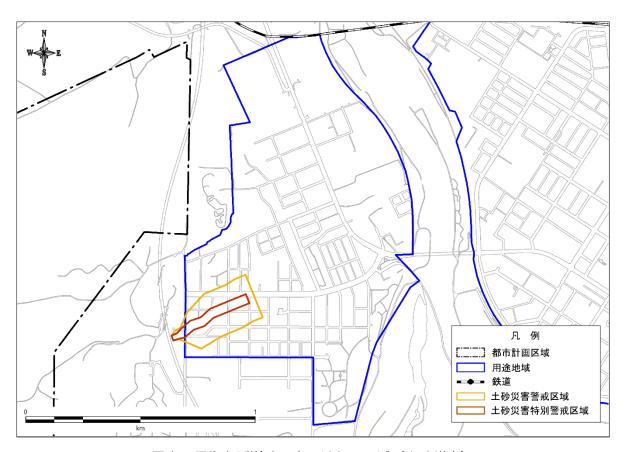
①土砂災害

北の峰方面にて指定されている土砂災害特別警戒区域は、法令により居住誘導区域に定めない こととされているため除外し、周辺の土砂災害警戒区域についても、住民の生命又は身体に危害 が生ずるおそれがあることに鑑み、これを除外した区域設定を基本とします。

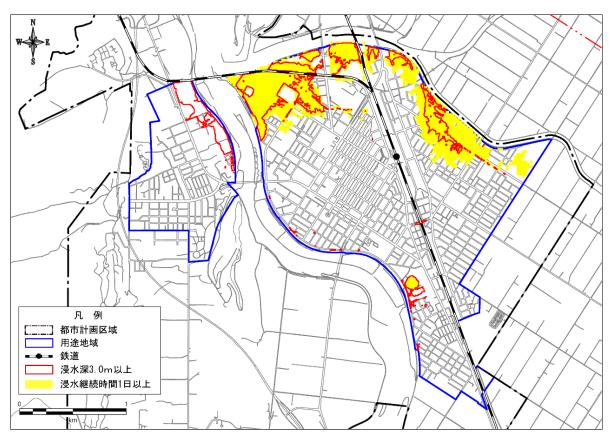
②河川洪水

河川洪水に関しては、降雨規模に応じて高頻度、中頻度、計画規模、想定最大規模に区分され、それぞれに応じた浸水想定区域が設定されますが、本計画においては、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、大規模自然災害への備えを長期的に講じていく観点から、想定最大規模による降雨に基づき、一般住宅の2階部分へ浸水が見込まれる浸水深3.0m以上となる範囲を除外します。

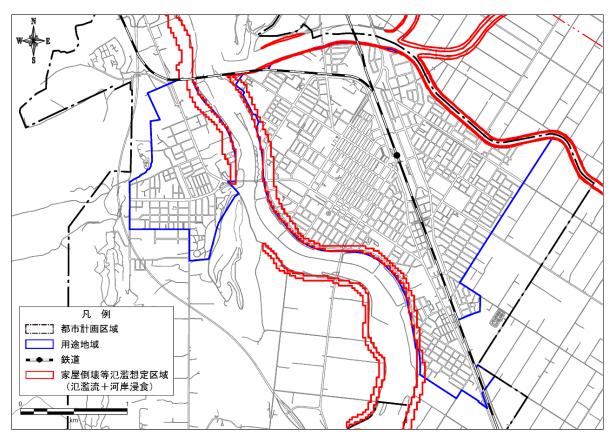
くわえて、浸水継続時間が1日以上となる区域では、避難が遅れた場合の孤立が昼夜に及ぶこと、また、家屋倒壊等氾濫想定区域では、氾濫流や河岸浸食によって家屋が倒壊した場合、相応の復旧期間が必要と考えられることから、居住を誘導すべきではないと判断し、これを除外した区域設定を基本とします。



図表 居住を誘導すべきではない区域(土砂災害)



図表 居住を誘導すべきではない区域(浸水想定区域、浸水継続時間)

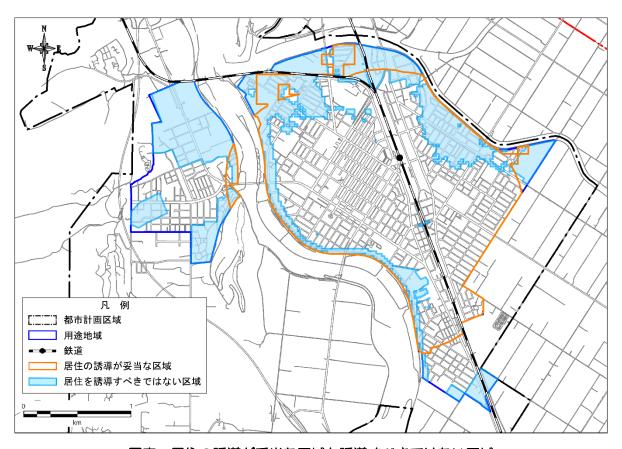


図表 居住を誘導すべきではない区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)

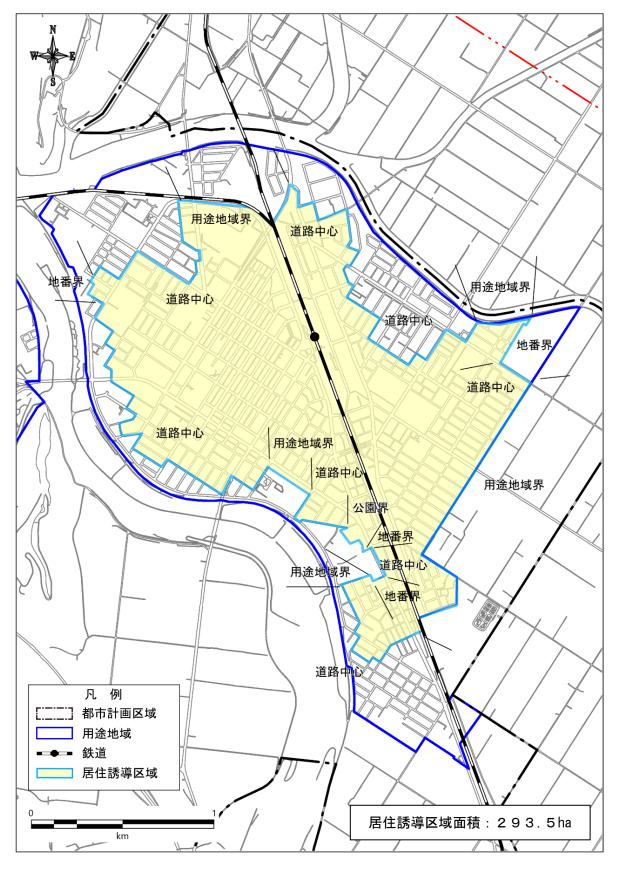
6 - 4 居住誘導区域

前節において選定整理した「生活利便性の確保や人口密度維持の観点から居住の誘導が妥当な 区域」、「土地利用の状況や防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域」、これらを構成する 各エリアを合成した結果を以下に示します。

下図に示す「居住の誘導が妥当な区域」から「居住を誘導すべきではない区域」を除いた範囲をもとに居住誘導区域を設定することとし、道路中心線など分かりやすさに配慮して最終的な区域界を設定します。



図表 居住の誘導が妥当な区域と誘導すべきではない区域



図表 居住誘導区域

第 7 章

都市機能誘導区域の設定

7 – 1	都市機能誘導区域とは・・・・・・・・78
7 – 2	都市機能誘導区域設定の考え方・・・・・・・79
7-3	都市機能誘導区域の検討・・・・・・・80
7 – 4	都市機能誘導区域 · · · · · · · 83
7 – 5	誘導施設の設定・・・・・・・・・・84

都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

このため、都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが 集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセス の利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられ、区域の規模とし ては、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容 易に移動できる範囲で定めることが考えらます。

「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省)では、望ましい区域像が以下のとおり示されています。

都市機能誘導区域の望ましい区域像

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域。
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域。

「立地適正化計画作成の手引き」(令和4年4月改定)

都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域の設定に当たっては、第5章で示した目指すべき都市の骨格構造における都 市中心ゾーン、滞留拠点及び行政文教拠点を基本としつつ、中心市街地におけるこれまでの取組 実績や用途地域の指定状況を加味して検討します。

また、都市機能の集約によって生活に必要な各種サービスの効率的な提供が可能となることを 念頭に、現状における主要な都市機能の配置状況、今後の機能誘導や現機能の維持を踏まえた上 で都市機能誘導区域を設定します。

基本的事項	富良野市における考え方(判断基準)
(1)基本的な設定条件	• 居住誘導区域内
	・「目指すべき都市の骨格構造」における都市中心ゾーン、
	滞留拠点及び行政文化拠点(第 3 次富良野市都市計画マ
	スタープランと共通)
(2)都市機能を誘導すること	・中心市街地活性化基本計画に基づく「中心市街地」及び「計
が妥当な区域	画区域」
	• 商業系用途地域(近隣商業地域、商業地域)
(3)公共交通の利便性が高い	・都市の拠点として周辺からの公共交通によるアクセスの
区域	利便性が高い区域(JR富良野駅周辺)
(4)業務、商業が集積する地	・行政施設、文化施設、医療施設、教育施設、子育て支援施
域など、都市機能が一定程度	設、商業施設等を含む区域
充実している区域	
(5)都市機能誘導区域に含ま	・災害リスクが見込まれる区域(土砂災害警戒区域、土砂災
ないこととする区域	害特別警戒区域、浸水深 3.0m以上、浸水継続時間 1 日
	以上、家屋倒壊が想定される区域)
	※居住誘導区域の設定の際に既に除外済み
上記(1)から(5)を考慮し	⇒道路中心など分かりやすさに配慮して最終的に都市機能
た区域	誘導区域の区域界を定める

図表 富良野市における都市機能誘導区域設定の考え方

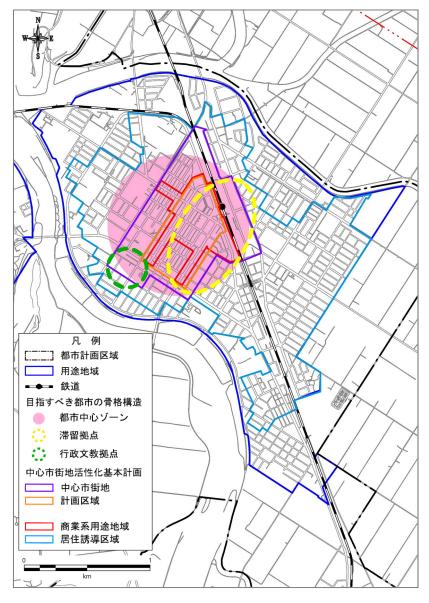
都市機能誘導区域の検討

(1) 都市機能を誘導することが妥当な区域

本計画の第5章では、目指すべき都市の骨格構造として、第3次都市計画マスタープランでも 示されている都市中心ゾーン、滞留拠点及び行政文化拠点を位置付けており、これら区域を基本 として都市機能を誘導する区域を検討します。

くわえて、本市では富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地へ人を呼び込む ための連鎖的な市街地整備に取り組んできた実績があり、これからも継続していく必要な都市機 能の再集積を念頭に、同計画に位置付けられる中心市街地と計画区域を都市機能誘導区域に含め ることとします。

また、駅周辺における商業業務の集積地として、近隣商業地域と商業地域を含む区域設定を基本とします。



図表 都市機能を誘導することが妥当な区域

(2) 都市機能が一定程度充実している区域

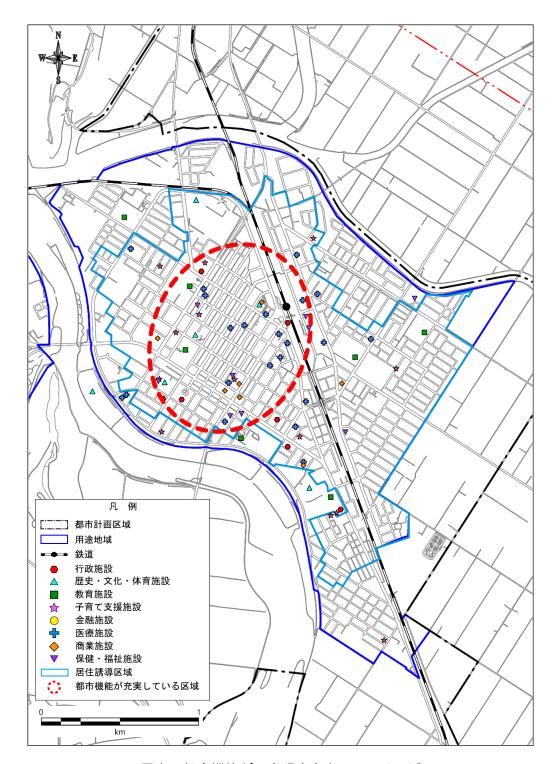
本市の主要な都市機能は、富良野駅周辺から市役所周辺にかけての一帯に集積しており、これら既存施設の配置状況を鑑み都市機能誘導区域を設定します。

具体的には、下記に示す市役所、文化会館、図書館のほか、地域医療の中核を担う病院を含み、 小中学校、幼稚園、保育所についても、将来にわたって必要な都市機能として最低限各1施設以 上は区域に含むものとします。

また、日常的な買物需要に対応するためスーパーマーケットを複数含めるとともに、フラノマルシェ等の地域交流の拠点的な施設を含む区域を基本とします。

施設の種類	充実していると判断する区域
行政施設	市役所を含む区域
文化施設	文化会館、図書館等を含む区域
医療施設	地域医療の中核を担う病院を含む区域
教育施設	小学校及び中学校を各1校以上含む区域
子育て支援施設	幼稚園及び保育所を各1施設以上含む区域
商業施設	スーパーマーケットを複数含む区域
その他	地域交流の拠点的施設を含む区域(フラノマルシェ、フラノマルシ
て0万世	ェ2、コンシェルジュフラノ、中心街活性化センターふらっと)

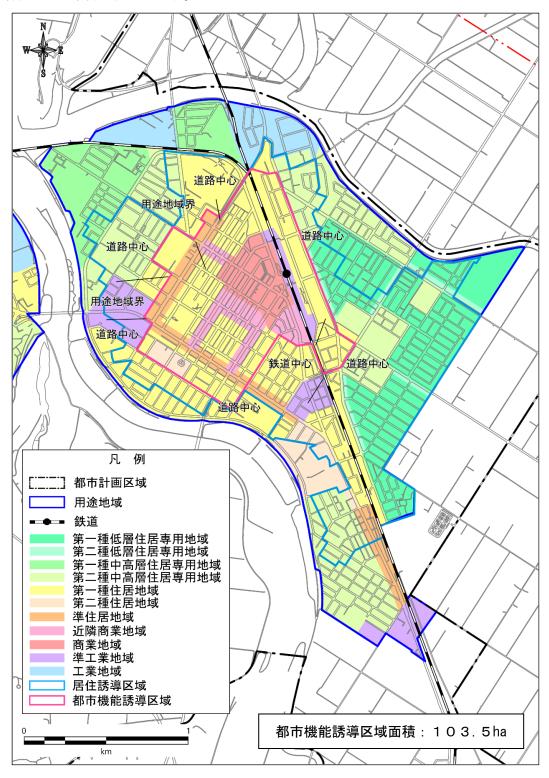
図表 都市機能が一定程度充実している区域



図表 都市機能が一定程度充実している区域

7 — 4 都市機能誘導区域

前節において整理した「都市機能を誘導することが妥当な区域」、「都市機能が一定程度充実している区域」をもとに都市機能誘導区域を設定することとし、道路中心など分かりやすさに配慮して最終的な区域界を設定します。



図表 都市機能誘導区域

誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設、その他都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に寄与するものとされており、都市計画運用指針では、以下の施設を定めることが想定されています。

誘導施設として定めることが想定される施設

<高齢化の中で必要性の高まる施設>

病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。

<子育て世代にとって重要な施設>

• 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育 て支援施設、小学校等の教育施設。

<まちの賑わいを生み出す施設>

集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設。

<窓口機能を有する行政施設>

• 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設。

「都市計画運用指針 第 12 版」(令和 4 年 4 月改定)

(2) 誘導施設の設定

誘導施設は、都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から 検討し、現在立地しており将来にわたっても機能を維持すべき施設と、現在立地しておらず新た に立地を誘導すべき施設を設定の対象とします。

基本的には富良野市民全体を対象とした広域的な施設を位置付ける一方、分散して配置されることで機能を発揮する施設であっても、居住の誘導を進めるに当たって一層の充実が望まれる施設、あるいは都市機能誘導区域からの転出が懸念され、地域の生活に影響を及ぼすと判断する場合は誘導施設に設定することとします。

①行政機能

市役所本庁舎は、市民サービスの各種対応を担い、都市の骨格構造においても中枢的役割を担うことから、都市機能誘導区域内において必要とされる重要施設として誘導施設に設定します。

②文化機能

文化機能を担う施設の中でも特に全市民を対象とする文化会館、図書館については、市民の文 化活動を振興し、かつ拠点機能を担う施設として誘導施設に設定します。

③医療機能

将来にわたり市民が安心して暮らしていくため、病床数 20 以上で複数の診療科を有する病院を 誘導施設に設定し、必要な都市機能を維持していきます。

一方、市内に点在する病床数 20 未満の診療所は、分散して配置されることで地域に密着した医療サービスを提供するものとし、誘導施設には設定しません。

4商業機能

商業機能は安定した生活に欠かせない地域の根幹的な施設であり、居住先を選定する際にも重要な要素となることから、特に食品を取り扱うスーパーマーケットを誘導施設として設定します。

⑤高齢者支援機能

高齢者支援に関わる施設は、多様なサービスが各事業者によって展開され、市街地内に点在しており、居住誘導区域の中でサービスが提供されるものと判断しますが、利便性の高いまちなかで高齢者の暮らしを提供していく考えから、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、立地を誘導するべく誘導施設に設定します。

また、全市民を対象とする保健センター、地域福祉センターは、高齢者福祉の拠点として誘導施設に設定します。

⑥金融機能

銀行や郵便局等の金融機関は、日常的な市民サービスや事業者に関わる金融サービスを担う都市機能として誘導施設に設定します。

⑦教育機能

教育施設は市街地内に点在して配置されており、今後は若年層の減少が進むなか通学区を十分 考慮のうえ慎重な検討が必要とされる施設ですが、将来にわたって不便なく義務教育をおくるこ とができるよう、まちなかに存続し得る環境を維持するため誘導施設に設定します。

8子育て支援機能

市街地には幼稚園・保育所に加え、児童館・児童センターなど、多種多様な施設が点在しており、将来にわたってまちなかでの子育て環境を維持していく観点から、幼稚園、保育所及び保健センターを誘導施設に設定します。

⑨交流機能

にぎわいの創出と地域交流の拠点的機能を有する近年整備を進めてきた複合施設は、魅力的な 市街地整備に資する重要な都市機能として誘導施設に設定します。

必要な都市機能		誘導施設(都市機能増進施設)	機能の維持又は立地の誘導
行政	中枢的な行政機能	市役所本庁舎	維持
文化	全市を対象とした文化サービスの拠点機能	文化会館(市役所併設)、図書館	維持
医療	総合的な医療サービス(二 次医療)を受けることがで きる機能	病院	維持
商業	地域生活の根幹を支える 商業機能	主に食品を取り扱うスーパーマー ケット	維持
高齢者支援	全市を対象とした高齢者 福祉の拠点機能	保健センター、地域福祉センター	維持
向即日义援	高齢者向け居住機能	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム	維持、誘導
金融	決済や融資などの金融サ ービス機能	郵便局、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協	維持
教育	義務教育を提供する機能	小学校、中学校	維持
子育で支援	全市を対象とした児童福 祉の拠点機能	保健センター	維持
丁月(又抜	日々の子育てに必要なサ ービス機能	幼稚園、保育所	維持
交流	全市を対象とした地域交流の拠点機能	複合商業施設、中心街活性化センター	維持、誘導

図表 必要な都市機能と誘導施設の設定

第 8 章

誘導施策

取組の一覧と施策の種類・・・・・・・・・88
取組内容89
空き家、空き地等の既存ストックの活用 ・・・・・・・98

第4章で示した課題解決に必要な4つの基本方策に基づき、都市機能誘導区域・居住誘導区域 さらには居住誘導区域外における取組を一体的に推進するため、以下に示す具体的な施策を実施 していきます。

【課題解決に必要な基本方策】

- 1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の推進
- 2. 市民生活を支える主要な都市機能の適正誘導
- 3. 移動支援による健康的で魅力ある地域社会の実現
- 4. 安心して住み続けられるための防災・減災への対応

8-1 取組の一覧と施策の種類

		対応する基本方策			実施エリア		
取組名	1	2	3	4	居住誘導 区域	都市機能 誘導区域	その他 の区域
取組①:	0	0					
まちなかへの居住誘導							
取組②:							
市街地外縁部における 魅力ある土地利用の形成	0						•
取組③:							
まちなかへの都市機能集約		0					
取組④:		0					
中心市街地の活性化							
取組⑤:							
公共交通サービスの充実			0				
取組⑥:			0				
ウォーカブルなまちづくり							
取組⑦:				С			
防災まちづくりの推進							

8-2 取組内容

(1) 取組① まちなかへの居住誘導

攻	対象となる基本方策			
	1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の	2. 市民生活を支える主要な都市機能の適		
	<u>推進</u>	正誘導		
	3. 移動支援による健康的で魅力ある地域	4. 安心して住み続けられるための防災・		
	社会の実現	減災への対応		
実	施エリア: ■居住誘導区域 □都市機能誘	- 導区域 口その他の区域()		

◆取組の概要

居住誘導区域内の空き地や空き家を積極的に有効活用し、小さな敷地規模の住宅地供給を目指します。これにより、利便性の高いまちなか周辺において、空き家・空き地による「都市のスポンジ化」を抑制し、ニーズに即した多様な住宅環境を整え、居住の誘導を促進します。あわせて、子育て支援や医療の充実を図ることにより、住みよい環境づくりを推進します。

◆具体的な施策メニュー(実施主体:道、市、民間)

① 空き家・空き地の利活用及びまちなか居住の促進(市、民間) 空き家・空き地の利活用や民間賃貸住宅に入居する際の引っ越し費用の一部を助成し、 まちなかの居住人口の増加を図ります。

② 公営住宅の維持・管理(道、市)

公営住宅については、計画的な修繕・点検により 住環境の維持に努めます。また、老朽化が進む公営 住宅については、将来的な需要見通しを踏まえた各 団地の在り方を考慮した上で建て替え・集約化を検 討します。【図1】

③ ライフステージに合わせた住宅環境の改善(市) 子育て世代、介護・高齢者世代など、それぞれの ライフステージに合わせた住宅の改修・建て替えを 促進します。



図1 朝日町公営住宅

④ 子育て環境の充実(市、民間)

子育てに配慮された施設の整備や子育て世帯に対する住宅購入費用の軽減策の検討を行います。

⑤ 医療の充実(市、民間)

救急医療体制の維持や医師、看護師の確保対策を通じて、地域医療体制の充実を図ります。

- 富良野市空家等対策計画
- 富良野市住生活基本計画
- 富良野市公営住宅等長寿命化計画
- ・富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第8期富良野市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画
- ・富良野市まちなか居住促進助成事業
- 住宅改修助成事業(介護)
- 住宅改修等促進事業
- 初期救急医療確保対策事業
- 広域救急医療対策事業
- 地域医療対策費

(2) 取組② 市街地外縁部における魅力ある土地利用の形成

◆取組の概要

郊外部における都市的土地利用を制限し、農業施策との連携を図ることにより、コンパクトな 市街地形成と魅力ある環境整備を図ります。また、用途地域内の大規模未利用地については、都 市農地としての利用を継続し、緑豊かな住環境の形成に努めます。

さらに、ゆとりある住環境を有効に活用する取組を継続し、地域コミュニティの維持による豊かな環境づくりを実現します。

◆具体的な施策メニュー(実施主体:市、民間)

① 既存住宅地の活力維持(市、民間)

農地や自然が身近にあり、ゆとりある住環境を有する既存住宅地においては、住み慣れた 地域で住み続けられるよう既存インフラの維持・地域コミュニティ活動の支援を行い、活力 の維持に取り組みます。

② 居住誘導区域外の空き地の適正管理(市、民間)

空き地が増加しつつある居住誘導区域外の住宅地においては、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損などを防止し、良好な生活環境などの維持に努めます。

③ 地産地消エネルギー導入の検討(市)

小水力発電やRDF (固形燃料ごみ燃料) 熱供給のほか、太陽光、地中熱、バイオマスなど本市で活用可能な再生可能エネルギーの導入を検討します。【図2】





図2 富良野水処理センター太陽光発電所

- ・第3次富良野市農業及び農村基本計画
- 第3次富良野市環境基本計画 富良野市地球温暖化対策実行計画

(3) 取組③ まちなかへの都市機能集約

3	対象となる基本方策	
	1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の	2. 市民生活を支える主要な都市機能の適
	推進	<u>正誘導</u>
	3. 移動支援による健康的で魅力ある地域	4. 安心して住み続けられるための防災・
	社会の実現	減災への対応
	実施エリア: □居住誘導区域 ■都市機能誘	導区域 口その他の区域()

◆取組の概要

公共施設は老朽化に伴う更新を適正に実施しながら、人口減少に応じた規模の最適化を検討し、 統廃合や複合化などの集約型の配置を進めます。

◆具体的な施策メニュー(実施主体:市)

① 行政機能等の集約化(市)

複合化した市役所新庁舎により 行政機能を集約化し、手続の効率 化を図ります。【図3】

② 子育て支援機能の統合化(市)

妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援の提供に向けた子育で世代包括支援センターの設置を検討します。具体的には、富良野市保健センターに、こども通園センターを移転し、子育で支援機能の統合化を図ります。



©SAKAI

図3 富良野市新庁舎(令和4年9月26日開庁)

③ 小中学校の改修(市)

都市機能誘導区域内にある小中学校は、長寿命化に向けた改修を当面行いつつ将来的にも 改築を予定し、安定的な義務教育の環境確保を図ります。

④ 図書館上階の利用の促進(市)

行政機能の集約化に伴い、市立富良野図書館の2・3階を誰もが利用できる施設とし、市 民交流などの促進による魅力あるまちなか環境の充実を図ります。

- 富良野市新庁舎建設基本計画
- 都市再生整備計画(富良野文教地区)※令和5年度より都市構造再編集中支援事業に移行
- ・富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画
- 富良野市学校施設長寿命化計画
- 富良野市公共施設等管理計画

(4) 取組④ 中心市街地の活性化

文	対象となる基本方策			
	1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の	2. 市民生活を支える主要な都市機能の適		
	推進	正誘導		
	3. 移動支援による健康的で魅力ある地域	4. 安心して住み続けられるための防災・		
	社会の実現	減災への対応		
E	『施エリア: □居住誘導区域 ■都市機能認	∮区域 □その他の区域()		

◆取組の概要

官民連携による市街地再開発事業や既存施設の継続的な運営、市内事業者の支援を通じ、都市機能の充実を図り、中心市街地の活性化をこれまで以上に推進します。

これにより、にぎわいの場として商業・観光・業務施設の集積と市民と来訪者の交流の場として機能強化するため、都市再生整備計画事業と連動して都市機能誘導区域内の都市基盤施設整備を促進します。

◆具体的な施策メニュー (実施主体:市、民間)

- ① 東5条3丁目地区市街地再開発事業(市、民間) 富良野市地区再生計画に基づき、官民連携による中心市街地全体の持続的な地域再生を促進させるため、東5条3丁目地区の市街地再開発事業を促進します。【図4】
- ② 中心街活性化センター「ふらっと」の運営 (市、民間)

市民の健康維持を目的に、中心街活性化センター「ふらっと」の運営を継続します。

③ 全天候型多目的交流空間「タマリーバ」の運営 (市、民間)

市民・観光客の交流を促し、まちなかに日常的なにぎわいをもたらす場として、フラノマルシェ 2内に設置している全天候型多目的交流空間「タマリーバ」の運営を支援します。



図4 富良野市地区再生計画 地区再生計画図

④ 中小企業の振興(市)

市内の産業活性化や新たな雇用の創出を図るため、事業者や団体の活動の支援、金融上の補助を実施します。

- 富良野市地区再生計画
- 中小企業振興総合補助金
- 商工業パワーアップ資金(中心市街地活性化資金)

(5) 取組⑤ 公共交通サービスの充実

対象となる基本方策				
1. 人口密度の低下を抑制する住宅施制 推進	策の 2. 市民生活を支える主要な都市機能の適 正誘導			
3. 移動支援による健康的で魅力ある地 社会の実現	世域 4. 安心して住み続けられるための防災・ 減災への対応			
	機能誘導区域 ■その他の区域(市内全域)			

◆取組の概要

都市規模のコンパクト化に合わせ、市街地内における公共交通体系の適正化を図ります。また、郊外各地区の生活と市街地の都市機能双方の維持のため、都市部への移動手段の継続的な確保を図ります。

◆具体的な施策メニュー(実施主体:市、民間、市民)

① 次世代交通システムの導入(市、民間)

市街地の中であっても商業・医療施設等の 生活関連施設へのアクセスが難しい地域については、移動のニーズに対応できるよう新しい交通サービス(令和3年に実証運行を実施)の導入を検討します。

② コミュニティカーの運行(市、民間、市民) 山部地区、島ノ下地区、東山地域でのコミュニティカーの運行を継続します。【図5】



図5 東山地区コミュニティカー

③ 市内の路線バスの維持(市、民間)

市民の重要な移動手段である市内路線バスを維持するため、運行事業者を支援します。

- 富良野市地域公共交通計画(予定)
- 生活交通路線維持対策事業
- ・島ノ下地区コミュニティカー運行事業
- ・山部地区コミュニティカー運行事業
- ・東山地域コミュニティカー運行事業

(6) 取組⑥ ウォーカブルなまちづくり

対象となる基本方策			
1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の推進	2. 市民生活を支える主要な都市機能の適正誘導		
3. 移動支援による健康的で魅力ある地域 社会の実現	4. 安心して住み続けられるための防災・ 減災への対応		
実施エリア: ■居住誘導区域 ■都市機能認	5導区域 □その他の区域()		

◆取組の概要

「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の整備を積極的に推進し、道路・広場・民間空地等のオープンスペースを活用した魅力的でウォーカブルなまちづくりを目指すとともに、市民の健康増進を図ります。

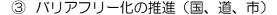
◆具体的な施策メニュー(実施主体: 国、道、市、市民、民間)

① 緑化の推進(市、市民、民間)

回遊性の向上のため魅力的な歩行空間の創出を目指すとともに、富良野市景観計画に基づき、市民参加による花壇や植栽による緑化の充実を推進します。

② 無電柱化の促進(国、道、市)

まちなかの魅力向上を目指し、無電柱化に向けた 検討・協議を行います。【図 6 】



便利で安全な歩行空間を形成するため、誰もが快 適に移動できるまちなかのバリアフリー化を実施し ます。

④ 汎用性の高い広場整備(市、民間)

市民のリフレッシュの場、健康づくりのための散策の場、キッチンカーやオープンカフェの設置、防災機能としての活用など、多様なニーズに対応した交流・滞在空間として、汎用性の高い魅力的なまちなか広場(都市施設)を整備します。【図7】







図6 国道の無電柱化の事例 (出典:北海道開発局)

- 富良野市景観計画
- 富良野市地区再生計画
- ・都市再生整備計画(富良野文教地区) ※令和5年度より都市構造再編集中支援事業に移行

まちなか広場(多目的オープンスペース) 日常時 イメージ

みんなが立ち寄る広場~日常の広場

再開発事業の一環として、「みんなが立ち寄る広場」を創出します。 お気に入りの場所でちょっと休憩。マルシェの出店でショッピング。 子供たちが遊ぶ様子を眺めながら、友達とお茶も楽しめます。

休憩機能

マルシェ機能

沿道には、季節折々楽しめる「宿根草」の植栽帯で彩ります。 富良野市が目指す、ウォーカブルな生活街の中継拠点としても重要です。 市民はもちろん、来訪者も立ち寄る交流空間となります。

ウォーカブル機能

家族連れ遊具機能



潤い機能

平常時イメージパース

図7 まちなか広場のイメージ(日常時)

(7) 取組⑦ 防災まちづくりの推進

;	対象となる基本方策					
	1. 人口密度の低下を抑制する住宅施策の 2	2. 市民生活を支える主要な都市機能の適				
÷	推進	正誘導				
		4. 安心して住み続けられるための防災・				
	社会の実現	減災への対応				
:	実施エリア: ■居住誘導区域 ■都市機能誘導	尊区域 □その他の区域()				

◆取組の概要

安全で安心な居住環境の形成のため、防災・減災に係るソフト・ハードの取組を実施し、災害 に強く暮らしやすい環境の充実を図ります。

◆具体的な施策メニュー(実施主体:市、民間、市民)

① 宿泊施設の避難所活用(市、民間)

災害時の避難先として、指定避難所以外の市内に立地するホテルなどの宿泊施設の活用を 図ります。

② 市民の防災意識向上に向けた地域防災事業(市、市民)

防災情報伝達手段の整備や出前講座・防災訓練・防災講演会のほか、「北海道地域防災マスター制度」の活用によるリーダー養成や自主防災組織の活性化により、市民の防災意識の啓発と向上を図ります。

③ 災害時に活用できる広場の整備(市)

まちなかへの広場整備(都市施設)によって、災害発生時の情報提供や給水活動など、多様な防災機能を検討します。

④ 新庁舎を防災拠点とした災害への対応(市)

災害発生時等における防災拠点として、市役所新庁舎を一時避難所とし、また、資材備蓄 を備えることで各種災害発生時の円滑な対応を図ります。

⑤ 内水ハザードマップの作成・公表(市)

内水氾濫による浸水想定区域を示したハザードマップを作成・公表し、避難情報、避難体制、自助・共助に関する対策に活かしていきます。

<関連施策>

- 富良野市地域防災計画
- 富良野市強靱化計画

8-3 空き家、空き地等の既存ストックの活用

(1) 低未利用土地等の適正管理と有効活用

富良野市空家等対策計画に基づき、空き家等の所有者等に対し所有者等自らが適切な管理に努めるよう啓発します。

また、空き家等の活用に当たっては、移住者向けの住宅情報提供を行っている「リビング・フラノ(富良野の住まい情報バンク)」の活用を促進します。

さらに、住宅改修等促進助成事業を継続し住環境の向上を図ることで既存住宅の活用を推進するとともに、倒壊や建築部材の飛散といった危険性のある特定空家等の除却費用や残置物の処分費用の軽減策の検討を進めます。

(2)公的不動産の有効活用と空き家等対策

公共施設等総合管理計画などの公的不動産(市が保有する公有地及び公共施設等)に関する計画との連携を図り、公共施設を再編するに当たって都市機能誘導区域への集約化や既存の公共施設及び公有地を活用して誘導施設を整備するなどの取組を検討します。

第 9 章

防災指針

9 – 1	防災指針について100
9 – 2	災害リスクの把握100
9 – 3	方向性の検討・・・・・・112
9 – 4	具体的な取組方針 ・・・・・・・・・113

9 - 1

防災指針について

近年の頻発・激甚化する自然災害に備えるため、防災の観点を取り入れたまちづくりが喫緊の課題となっています。そのような中、令和2(2020)年9月に都市再生特別措置法が改正され、都市のコンパクト化を推進する立地適正化計画に「都市の防災に関する機能の確保に関する指針 (防災指針)」の記載が位置付けられました。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するに当たり、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底する必要があります。しかし、洪水、雨水による内水氾濫、土砂災害等の災害ハザードエリアは広範囲に及び、全てを居住誘導区域から除外することは現実的に困難であるため、地域ごとの危険性に応じた災害対策とまちづくりが一体となった取組を推進する必要があります。

本市における防災指針については、立地適正化計画の対象区域である都市計画区域内にて想定 される水災害リスクを把握し、防災上の課題を整理するとともに、富良野市地域防災計画に即し た対策を防災指針としてまとめます。

9 - 2

災害リスクの把握

本章で整理する災害リスクは以下のとおりです。あわせて、避難場所の収容人数など関連する 本市の状況を整理します。

	分類	整理する内容		
災害リスク	洪水災害	洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域 浸水継続時間		
えク	土砂災害	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、 山地災害危険地区		
山 本	避難場所の適正性	収容人数の定量的評価		
状況	配慮すべき施設の災害の危険性	災害分類ごとの要配慮者施設、行政施設の立地状況		

(1) 災害リスクの整理内容等

防災指針の対象とする災害リスク及び配慮すべき施設に関する考え方は以下のとおりです。

①対象とする災害リスク

NO	資料名		出典	備考		
1	洪	富良野川	洪水浸水	想定最大規模	北海道	富良野川流域の 24 時間総
	水	ベベルイ川	想定区域			雨量 448mm
2		ヌッカクシ富良		計画規模		富良野川流域の 24 時間総
		野川				雨量 178mm
3			浸水継続	想定最大規模		富良野川流域の 24 時間総
			時間			雨量 448mm
4			家屋倒壊	河岸浸食		
			等氾濫			
			想定区域			
5		空知川	洪水浸水	想定最大規模	北海道	空知川流域の 72 時間総雨
			想定区域		開発局	量:385mm
6				計画規模		空知川流域の 72 時間総雨
						量:333mm
7			浸水継続	想定最大規模		空知川流域の 72 時間総雨
			時間			量:385mm
8			家屋倒壊	氾濫流		
9			等氾濫	河岸浸食		
			想定区域			
10	土	土砂災害(特別)			北海道	
	砂	警戒区域				
11	災	山地災害危険			林野庁	
	害	地区			北海道	

図表 対象とする災害リスク

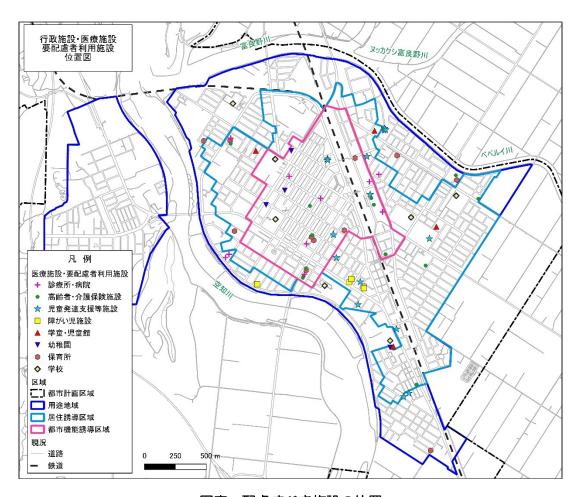
※富良野市における過去の最大雨量(日最大雨量) 2011 年 9 月 2 日:157.5mm (気象庁ホームページより)

②配慮すべき施設に関する考え方

次に示す配慮すべき施設について、災害リスクに対する危険性の確認を行いました。

配慮すべき施設	詳細		
	複合庁舎		
行政施設	警察		
	消防		
医療施設	診療所•病院		
	高齢者•介護保険施設		
	障がい者施設		
	児童発達支援等施設		
要配慮者利用施設	学童・児童館		
	幼稚園		
	保育所		
	学校		

図表 配慮すべき施設



図表 配慮すべき施設の位置

(2) 災害リスクの整理

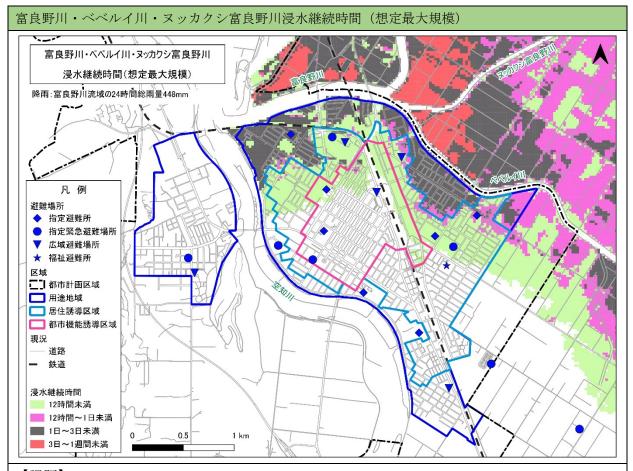
①洪水



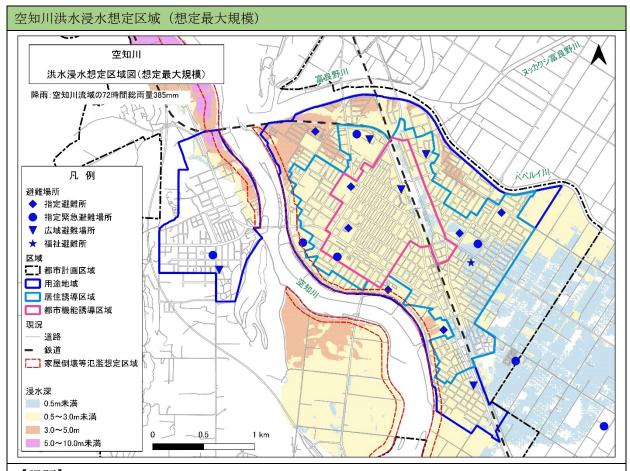
- ・用途地域内の花園町、錦町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町、北斗町、西町では、垂直避難が 困難な3m以上の浸水(エリア)が想定されています。
- ・居住誘導区域の約4割程度の区域で浸水が想定されています。
- ・都市機能誘導区域の約3割程度の区域で浸水が想定されています。
- ・浸水想定区域内において、避難場所、医療施設、要配慮者利用施設が存在します。
- ・3m以上の浸水が想定されている区域に要配慮者利用施設が存在します。



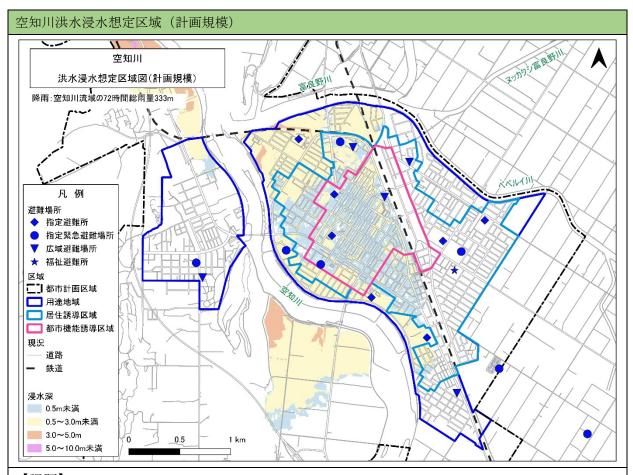
・用途地域内において、北斗町の一部で 0.5m未満の浸水が想定されています。近隣の避難場所への水平避難や浸水しない階層への垂直避難が可能です。



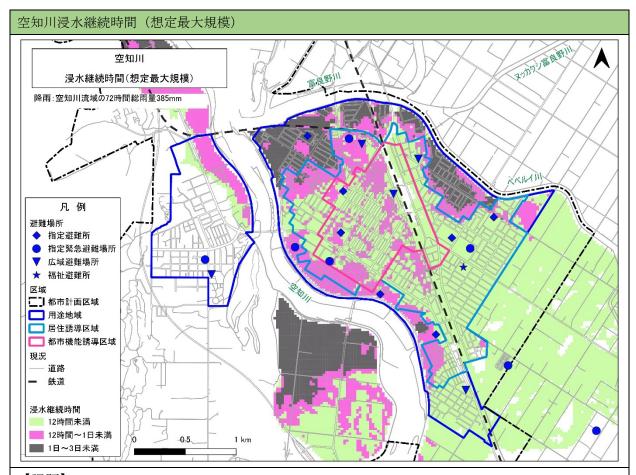
- ・用途地域内、居住誘導区域、都市機能誘導区域において、1日から3日未満の浸水が継続する 区域があります。
- ・1日~3日未満の浸水が継続する区域内に、避難場所、要配慮者利用施設が存在します。



- ・用途地域内の駅東地区及び駅西地区の全域で浸水が想定されています。瑞穂町、住吉町、新光町、花園町、北斗町、西町、桂木町、若葉町、緑町では、垂直避難が困難な3m以上の浸水が想定されています。
- ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域の全区域で浸水が想定されています。
- ・浸水想定区域内において、避難場所、医療施設、要配慮者利用施設が存在します。
- ・3m以上の浸水が想定されている区域に要配慮者利用施設が存在します。

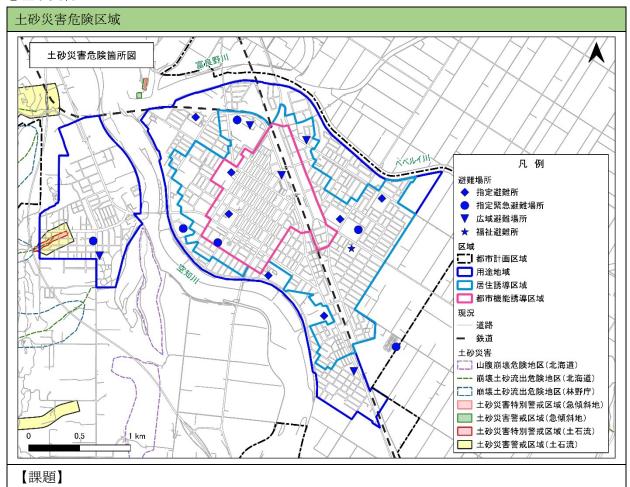


- ・用途地域、居住誘導区域、都市機能誘導区域の駅西地区の大部分は、3m未満の浸水が想定されています。
- ・浸水想定区域内において、避難場所、医療施設、要配慮者利用施設が存在します。



- ・用途地域内、居住誘導区域において、1日から3日未満の浸水が継続する区域があります。
- ・都市機能誘導区域において、12時間から1日未満の浸水が継続する区域があります。
- ・1日~3日未満の浸水が継続する区域内に、避難場所、医療施設、要配慮者利用施設が存在します。

②土砂災害



・用途地域内の北の峰地区において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在します。

(3) 避難場所の適正性

都市計画区域内の避難対象人口と避難場所における収容人数から、洪水の発生頻度(想定最大 規模・計画規模)における避難に係る定量的評価を行いました。

			富良野川・/ ヌッカクシ	ベルイ川・ 2富良野川		空知川			
字名	人口	想定最			規模	想定最	大規模	計画	i規模
	,,_	浸水 範囲%	避難 人口	浸水 範囲%	避難 人口	浸水 範囲%	避難 人口	浸水 範囲%	避難 人口
朝日町	445	60%	267	0%	0	100%	445	100%	445
本町	324	5%	17	0%	0	100%	324	100%	324
若松町	381	0%	0	0%	0	100%	381	100%	381
日の出町	204	0%	0	0%	0	100%	204	100%	204
幸町	446	0%	0	0%	0	100%	446	100%	446
末広町	714	0%	0	0%	0	100%	714	100%	714
栄町	391	0%	0	0%	0	100%	391	100%	391
若葉町	373	0%	0	0%	0	100%	373	100%	373
緑町	937	0%	0	0%	0	90%	844	10%	94
扇町	479	0%	0	0%	0	100%	479	60%	288
南町	190	0%	0	0%	0	100%	190	0%	0
春日町	658	40%	264	0%	0	100%	658	0%	0
東町	994	0%	0	0%	0	100%	994	0%	0
弥生町	529	0%	0	0%	0	100%	529	100%	529
桂木町	1,168	100%	1168	0%	0	100%	1168	100%	1168
新富町	502	60%	302	0%	0	100%	502	100%	502
西町	638	100%	638	0%	0	100%	638	100%	638
花園町	83	100%	83	0%	0	100%	83	30%	25
錦町	938	100%	938	0%	0	100%	938	0%	0
新光町	546	100%	546	0%	0	100%	546	0%	0
住吉町	526	100%	526	0%	0	100%	526	0%	0
瑞穂町	660	100%	660	0%	0	100%	660	0%	0
東麻町	317	100%	317	0%	0	100%	317	0%	0
西麻町	178	100%	178	0%	0	100%	178	0%	0
南麻町	299	90%	270	0%	0	100%	299	0%	0
北麻町	145	100%	145	0%	0	100%	145	0%	0
東雲町	283	100%	283	0%	0	100%	283	0%	0
北の峰町	1,226	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
北斗町	426	100%	426	5%	22	100%	426	100%	426
西学田二区	39	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
学田三区	216	0%	0	0%	0	40%	87	40%	87
清水山	30	0%	0	0%	0	30%	9	0%	0
島ノ下	42	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
下御料	113	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
中御料	109	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
下五区	128	0%	0	0%	0	80%	103	40%	52
中五区	66		0	_		-		_	
西扇山	168	0%	0	0%	0	50%	84	0%	0
南扇山	146	0%	0	0%	0	20%	30	0%	0
北扇山	119	100%	119	0%	0	60%	72	0%	0
南大沼	98	90%	89	0%	0	100%	98	0%	О
	合計		7,236		22		14,164		7,087

図表 避難対象人口の集計(令和4年3月31日時点:住民基本台帳)

区分	名称	洪水	収容	富良野川・/		空知	:0)
	石砂	時	人数	想定最大 規模	計画規模	想定最大 規模	計画規模
指定緊急 避難場所	富良野看護専門学校	•	1,538	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定緊急 避難場所	富良野地域人材開発 センター	•	1,214	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水しない
指定緊急 避難場所	北の峰コミュニティ センター	0	208	浸水しない	浸水しない	浸水しない	浸水しない
指定緊急 避難場所	富良野自動車学校	•	233	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5m未満	浸水しない
指定緊急 避難場所	島の下会館		74	浸水しない	浸水しない	浸水しない	浸水しない
指定緊急 避難場所	ぶどう果汁工場	0	408	浸水しない	浸水しない	浸水しない	浸水しない
指定緊急 避難場所	富良野スポーツセン ター	•	1,678	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定緊急 避難場所	富良野文化会館	•	1,977	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定緊急 避難場所	扇山公民会館		201	浸水しない	浸水しない	浸水しない	浸水しない
指定避難所	富良野緑峰高等学校	•	793	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 3.0~5.0m	浸水 0.5~3.0m
指定避難所	富良野東中学校	•	640	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水しない
指定避難所	東小学校	•	501	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 3.0~5.0m	浸水しない
指定避難所	富良野西中学校	•	593	浸水 0.5m未満	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定避難所	富良野小学校	•	629	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定避難所	富良野高等学校	•	675	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
指定避難所	扇山小学校	•	545	浸水しない	浸水しない	浸水 0.5~3.0m	浸水 0.5~3.0m
		合計	11,907	11,907	11,907	10,613	11,907
福祉避難所	ふれあいセンター	•	779	浸水 0.5~3.0m	浸水しない	浸水 0.5m未満	浸水しない

図表 避難場所の収容人数と浸水状況(都市計画区域内 抜粋)

※「洪水時の●」は浸水想定区域内にあるが、2階以上に退避することが可能な施設。ただし、 収容人口は、1階部分も含んでいます。

「洪水時の○」は浸水想定区域外にある施設。

◆避難者の収容

- ・富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川の想定最大規模の降雨の場合には、都市計画区域 内の避難場所において想定される全ての避難者を収容することが可能です。ただし、浸水想定 区域内に存在する避難場所については、2階以上に避難する必要があります。
- ・空知川の想定最大規模の降雨の場合には、都市計画区域内の避難場所において想定される全て の避難者を収容することができません。
- ・また、感染症対策に伴う3密の回避によって収容人数を制限した場合や、浸水想定区域内の避難場所の1階部分が使用できなくなった場合には、全ての避難者を収容することができない可能性があります。
- ・そのため、都市計画区域外の避難場所への避難や「災害時における宿泊施設等の提供に関する 協定」等を活用した避難先の確保を検討していく必要があります。

9 - 3

方向性の検討

(1) 居住エリアの安全性の強化

①洪水浸水想定区域のうち浸水深3m未満(家屋倒壊等氾濫想定区域を除く)の居住者に対して、2階への垂直避難が有効であることを周知するとともに、垂直避難後に2階居室での一時避難生活が送れるよう必要な備えについて啓発します。

また、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内の住民等に対して、早期避難の実施を 啓発します。

- ②避難所における生活環境を良好なものとするため、必要な物資の備蓄に努めます。
- ③洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、各施設が作成する避難確保計画に基づく 避難訓練の実施を促します。また、要配慮者の避難先となる福祉避難所の確保に努めます。

(2) 早期避難の実施

- ①避難情報の発令に当たっては、気象庁が発表する気象警報やあらゆる防災情報を活用することにより、地域の状況に応じた迅速な判断に努めます。
- ②気象警報等や設定された警戒避難基準の考え方、情報収集方法等について、平常時から市民 周知を図ります。
- ③避難訓練の実施により明らかになった課題等について改善策を検討し、避難対応の強化に努めます。
- ④早期避難に当たっては、地域住民の助け合いが重要であることから、共助の枠組みづくりと して自主防災組織の結成率の向上と活動の活性化を図ります。

9 - 4

具体的な取組方針

災害リスクの回避、低減に必要な災害リスクの整備・防災教育・避難路の整備・避難場所の整備を図るための具体的な取組について、「富良野市強靭化計画」(2022年1月)に示されたハード、ソフト対策を庁内関係部局との連携や調整を十分に図りながら取り組んでいきます。

	富良野市強靱化のための推進	事業一覧(富良野市強靭化計画 抜粋)				
	社会福祉施設整備事業[その他]	社会福祉施設、老人福祉施設等の整備に対する支援				
	災害拠点病院整備事業費補助 [道][その他]	災害拠点病院として必要な施設整備の補助				
	社会資本整備総合交付金[道、市]	緊急輸送道路や避難路等の整備				
	防災•安全交付金[道、市]	緊急輸送道路や避難路等の整備、砂防関係施設整備 等の土砂災害対策				
	治水維持補修[道]	砂防・地すべり・急傾斜等の施設及び海岸保全施設 の補修・維持管理				
八一ド対策	特別対策事業[道]	道路整備や道路の防災対策、治水対策及び安全で快 適な水辺空間の整備				
对 策	特定緊急砂防事業[道]	砂防施設整備等の土砂災害対策				
	特定土砂災害対策推進事業[道]	砂防関係施設整備等の土砂災害対策				
	都市小河川改修事業[市]	都市河川や準用河川について、河道の掘削、築堤、 遊水地の整備等の治水対策				
	学校施設環境改善交付[国]	学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策				
	保育所等整備事業[国]	保育環境の改善。耐震化、防災機能の強化、創設、大 規模改修				
	認定こども園施設整備支援事業 [国]	教育環境の改善。耐震化、防災機能の強化、創設、大規模改修				
	学校安全対策事業[道]	防災教育啓発資料の配布				
ソフト対策	防災教育推進事業[道]	防災教育に関する安全教育モデルの普及・啓発、事 業冊子の配布				
策	緊急消防援助隊設備整備事業[国、消防]	災害用資機材等の整備				

第 10 章

届出制度

10-1 届出制度 ……………116

10 - 1

届出制度

(1) 届出制度の概要

居住誘導区域や都市機能誘導区域への適切な誘導と機能確保を図るべく、都市再生特別措置法 第88条第1項、第108条第1項及び第108条の2第1項では、届出制度が規定されています。

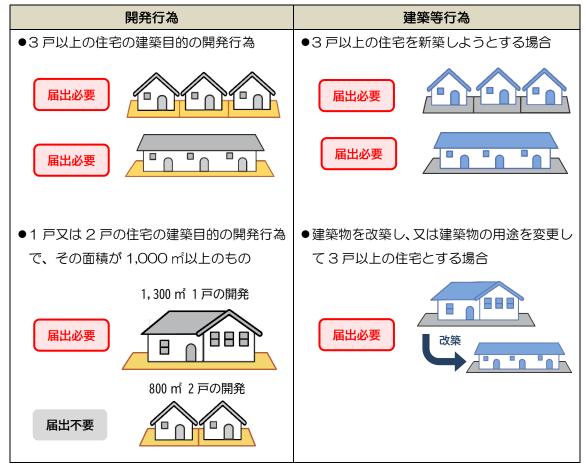
これに基づき、立地適正化計画の区域(都市計画区域)において、居住誘導区域外で一定規模 以上の住宅の整備を行う場合、都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合、都市機能誘導 区域内において誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、市への届出が必要となりま す。

さらに、届出に対して開発規模の縮小や居住誘導区域又は都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことが可能となるほか、届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合の罰則が設けられています。

(2) 居住誘導区域に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに、市長への届出が義務付けられます。

【届出の対象となる行為】



(3) 都市機能誘導区域に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、都市機能誘導区域の内外で以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに、市への届出が義務付けられます。

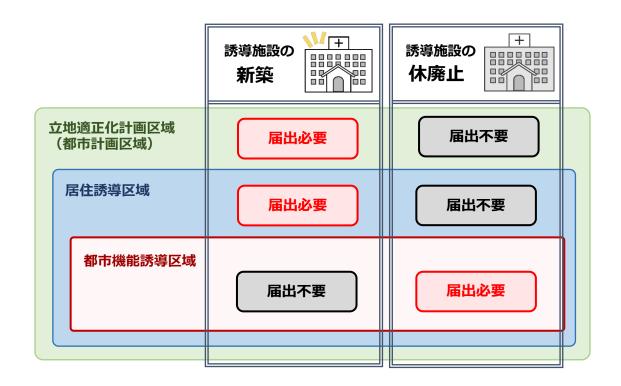
【届出の対象となる行為】

◆ 都市機能誘導区域外

開発行為	● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
建築等行為	● 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
	● 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

◆ 都市機能誘導**区域内**

休廃止 ● 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



【届出の対象となる施設】

届出の対象施設は、「7-5誘導施設の設定」で定めた誘導施設であり、具体的には次に示すとおりです。

区分	誘導施設	対象施設
◇□ エ 佐	市役所本庁舎	富良野市役所庁舎管理規則第 2 条に規定する本庁の
行政 		庁舎
	文化会館	富良野文化会館設置条例第 1 条に規定する富良野文
文化		化会館
文16 	図書館	市立富良野図書館設置条例第 1 条に規定する市立富
		良野図書館
	病院	救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第8
	(2次救急医療機関)	号)」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機
医療		関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応
		する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医
		療機関
商業	主に食品を取り扱うス	店舗面積が500㎡以上の商業施設で、生鮮三品(青
	ーパーマーケット	果、精肉、鮮魚)を取扱う施設
	保健センター 	富良野市保健センター条例第 1 条に規定する富良野
		市保健センター
	地域福祉センター 	富良野市地域福祉センター設置条例第 1 条に規定する
高齢者支援	サージフルキ京松老白	る富良野市地域福祉センター
	サービス付き高齢者向 け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項 に規定するサービス付き高齢者向け住宅
	17년七 有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホー
		る人価値広治 2.5 未第 1 頃に焼たする日科名人が ム
		台
	銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	信用金庫	信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫事業を
	(a), (3 a), (-	行う信用金庫
^ = ±		労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を
金融		行う労働金庫
	信用組合	中小企業等協同組合法第 3 条及び協同組合による金
		融事業に関する法律第3条に規定する信用組合
	農協	農業協働組合法第 10 条に基づき資金の貸付け、貯金
		又は定期積金の受入れを行うもの
教育	小学校、中学校	学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校
	保健センター	富良野市保健センター条例第 1 条に規定する富良野
子育て支援		市保健センター
J日(又)反	幼稚園	学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
	保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
交流	複合商業施設、中心街	富良野市中心市街地活性化基本計画で定めた施設
X ///li	活性化センター	

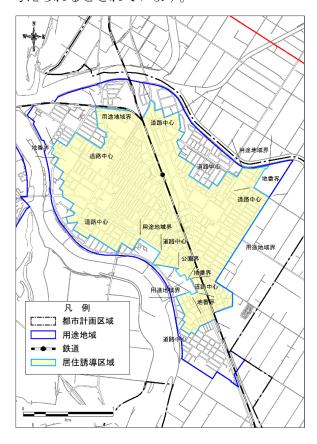
第 11 章

目標値の設定と評価方法

11 – 1	居住の誘導に関する目標値 ・・・・・・・120
11 – 2	都市機能の誘導に関する目標値 ・・・・・・・123
11-3	公共交通に関する目標値 ・・・・・・・126
11 – 4	防災・減災まちづくりに関する目標値 ・・・・・・127
11 – 5	計画の評価方法と検証体制 ・・・・・・・・・129

11-1 居住の誘導に関する目標値

都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引きによると、計画の必要性や妥当性を市民等の 関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、問題解決のための施策・ 誘導方針の実施によっ て期待される効果を目標値に設定することが重要であり、例えば居住誘導区域内の人口密度等が 考えられるとされています。



富良野市における居住誘導区域の人口密度は、 住民基本台帳人口に基づくと 32.7 人/ha (令和 4年3月末)ですが、国立社会保障・人口問題 研究所や富良野市独自の人口推計によると、人 口減少が加速度的に進んでいる状況であり、人 口密度を現状のまま維持していくことは困難と 考えられます。

一方で、少なくとも現在の用途地域の人口密 度が維持されれば、問題なく都市が機能しうる と判断できることから、これと同等の人口密度 を居住誘導区域の中だけでも最低限維持してい くことを目指し、**用途地域内の人口密度 27.6 人** /ha (令和2年国勢調査人口より算出)を令和22 (2040)年の居住誘導区域の目標値に設定し、 各種の施策を講じていきます。なお、中間年に ついては、現況値 32.7人/ha から目標年【令和 22 年度】27.6 人/ha へ直線的に推移すると仮定 し、目標設定します。

現 況 値		目 標値			
令和4(2022)年	令和8(2026)年	令和 12(2030)年 【中間年】	令和 22 (2040) 年 【目標年】		
居住誘導区域人口	居住誘導区域人口	居住誘導区域人口	居住誘導区域人口		
9,588 人(次頁)	31.6×293.5=	30.4×293.5=	27.6×293.5=		
	9,275 人	8,922 人	8,101 人		
人口密度					
9,588÷293.5=	人口密度	人口密度	人口密度		
32.7 人/ha	31.6 人/ha	30.4 人/ha	27.6 人/ha		
(参考推計値)		令和 12(2030)年	令和 22(2040)年		
現状のまま推移した場合の	居住誘導区域人口密度	8,628 ÷ 293.5 =	7,276 ÷ 293.5 =		
(将来人口・世帯予測ツー	ルによる 100mメッシュ	29.4 人/ha	24.8 人/ha		
人口を居住誘導区域内で面	積按分して求めた値)				

図表 居住誘導区域の人口密度目標値

行政区	쓰	補正	居住誘導区域	行政区	仏	補正	居住誘導区域	行政区	仏	補正	居住誘導区域
+0.000 4 37	(人)	係数	人口 (人)	+m-0 17	(人)	係数	人口 (人)	#3.00 T €	(人)	係数	人口 (人)
朝日町1番	21	1	21	幸町9番	54	1	54	緑町10番	43	1	43
朝日町2番 朝日町3番	28 3	1	28 3	幸町10番	25 3	1	25	緑町11番	79 38	1/3	79 13
朝日町4番	15	1	15	幸町11番 幸町12番	2	1	3 2	緑町14番 扇町1番	39	1/3	39
朝日町5番	15	1	15	幸町12番	0	1	0	扇町2番	25	1	25
朝日町6番	17	1	17	幸町14番	5	1	5	扇町3番	20	1	20
朝日町7番	26	1	26	末広町1番	2	0	0	扇町4番	24	1	24
朝日町8番	58	1	58	末広町2番	3	1	3	扇町5番	42	1	42
朝日町9番	47	1	47	末広町3番	48	1	48	扇町8番	26	1	26
朝日町10番	26	1	26	末広町5番	10	1	10	扇町9番	32	1	32
朝日町11番	37	1	37	末広町6番	42	1	42	扇町10番	25	1	25
朝日町12番	39	1	39	末広町8番	32	1	32	扇町13番	36	1	36
朝日町13番	26	1	26	末広町9番	22	1	22	扇町14番	23	1	23
朝日町14番	13	1	13	末広町10番	31	1	31	春日町1番	44	1	44
朝日町15番	35	1	35	末広町11番	10	1	10	春日町2番	46	1	46
朝日町16番	39	1	39	末広町12番	40	1	40	春日町3番	0	1	0
本町1番	10	1	10	末広町13番	56	1	56	春日町4番	30	1	30
本町2番	17	1	17	末広町14番	29	1	29	春日町5番	45	1	45
本町3番	30	1	30	末広町16番	54	1	54	春日町6番	0	1	0
本町4番	37	1	37	末広町18番	12	1	12	春日町7番	28	1	28
本町5番	45	1	45	末広町19番	27	1	27	春日町8番	76	1	76
本町6番	42	1	42	末広町20番	42	1	42	春日町9番	32	1	32
本町7番	5	1	5	末広町22番	44	1	44	春日町10番	50	1	50
本町8番	25	1	25	末広町23番	40	1	40	春日町11番	71	1	71
本町9番	11	1	11	栄町1番	43	1	43	春日町12番	41	1	41
本町10番	55	1	55	栄町2番	20	1	20	春日町13番	32	1	32
本町11番	27	1	27	栄町3番	48	1	48	春日町14番	51	1	51
本町12番	20	1	20	栄町4番	16	1	16	春日町15番	112	1	112
若松町1番	4	1	4	栄町5番	20	1	20	東町1番	35	1	35
若松町2番	33	1	33	栄町6番	32	1	32	東町2番	44	1	44
若松町3番	50	1	50	栄町7番	42	1	42	東町3番	46	1	46
若松町4番	24	1	24	栄町8番	22	1	22	東町4番	12	1	12
若松町5番	24	1	24	栄町9番	25	1	25	東町5番	33	1	33
若松町6番	20	1	20	栄町10番	41	1	41	東町6番	49	1	49
若松町7番	25	1	25	栄町11番	6	1	6	東町7番	41	1	41
若松町8番	44	1	44	栄町12番	39	1	39	東町8番	43	1	43
若松町9番	48	1	48	米町13番	0	1	0	東町9番	48	1	48
若松町10番	0	1	0	栄町14番	16	1	16	東町10番	31	1	31
若松町11番	21	1	21	米町15番	7	1	7	東町11番	36	1	36
若松町12番	4	1	4	米町16番	0	1	0	東町12番	32	1	32
若松町13番	8	1	8	栄町17番 ************************************	14	1	14	東町13番	37	1	37
若松町14番	1	1	1	栄町18番 ************************************	0	1	0	東町14番	45	1	45
若松町15番	15	1	15	栄町19番 ************************************	0	1	0	東町15番	38	1	38
若松町16番	35	1	35	栄町20番	0	1	0	東町17番	41	1	41
若松町17番	25	1	25	若葉町1番	31	1	31	東町17番	53	1	53
日の出町1番	13	1	13	若葉町2番	27 52	1	27 52	東町18番	56 75	1	56 75
日の出町2番 日の出町3番	13 52	1	13 52	若葉町3番 若葉町4番	52 8	1	52 8	東町19番 東町20番	75 50	1	75 50
日の出町3番	19	1	19	石葉町4番 若葉町5番	15	1	15	東町20番	44	1	44
日の出町4番	24	1	24	石葉町5番 若葉町6番	9	1	9	東町21番	105	1	105
日の出町6番	12	1	12	五葉町7番 若葉町7番	24	1	24	弥生町1番	33	1	33
日の出町7番	6	1	6	若葉町8番	42	1	42	弥生町2番	188	1	188
日の出町8番	7	1	7	若葉町9番	62	1	62	弥生町3番	127	1/3	42
日の出町9番	6	1	6	若葉町10番	3	1	3	弥生町4番	8	1/3	8
日の出町10番	17	1	17	若葉町11番	78	2/3	52	弥生町5番	74	0	0
日の出町11番	17	1	17	若葉町12番	15	1	15	弥生町6番	99	2/3	66
日の出町12番	26	1	26	若葉町13番	0	1	0	桂木町1番	37	1	37
日の出町13番	5	1	5	若葉町14番	7	1	7	桂木町2番	401	1	401
幸町1番	87	1	87	若葉町15番	0	0	0	桂木町3番	148	1	148
幸町2番	51	1	51	緑町1番	47	1	47	桂木町4番	327	1/6	55
幸町3番	34	1	34	緑町2番	41	1	41	桂木町5番	41	1	41
幸町4番	32	1	32	緑町3番	92	1	92	桂木町6番	214	1/4	54
幸町5番	31	1	31	緑町4番	28	1	28	新富町1番	141	1	141
幸町6番	34	1	34	緑町5番	22	1	22	新富町2番	26	1	26
, 200											
幸町7番	53	1	53	緑町8番	3	1	3	新富町3番	178	1/2	89

図表 居住誘導区域人口 (現況値) の算出 (1/2)

行政区	人)	補正 係数	居住誘導区域 人口(人)	行政区	人(人)	補正 係数	居住誘導区域 人口(人)	行政区	人(人)	補正 係数	居住誘導区域 人口(人)
西町2番	416	1/5	83	東麻町1番	25	1	25	南麻町5番	20	1	20
花園町2番	38	1	38	東麻町2番	36	1	36	南麻町6番	20	1	20
錦町1番	25	1	25	東麻町3番	20	1	20	南麻町7番	20	1	20
錦町2番	33	1	33	東麻町4番	1	1	1	南麻町8番	26	1	26
錦町3番	21	1	21	東麻町5番	37	1	37	南麻町9番	39	1	39
錦町5番	56	1	56	東麻町6番	4	1	4	南麻町10番	11	1	11
錦町6番	44	1	44	東麻町7番	30	1	30	南麻町11番	32	1	32
錦町7番	14	1	14	東麻町8番	37	1	37	南麻町12番	27	1	27
錦町8番	198	1	198	東麻町9番	15	1	15	南麻町13番	32	1	32
錦町9番	42	1	42	東麻町10番	15	1	15	北麻町1番	30	1	30
錦町10番	137	1	137	東麻町11番	39	1	39	北麻町2番	43	1	43
錦町11番	59	1	59	東麻町12番	34	1	34	北麻町3番	20	1	20
錦町12番	172	1	172	東麻町13番	24	1	24	北麻町4番	8	1	8
錦町13番	39	1/3	13	西麻町1番	5	1	5	北麻町5番	0	1	0
住吉町1番	2	1	2	西麻町2番	114	1	114	北麻町6番	23	1	23
住吉町2番	152	1	152	西麻町3番	25	1	25	北麻町7番	21	1	21
住吉町3番	113	1	113	西麻町4番	19	1	19	北麻町8番	0	1	0
住吉町5番	172	1/4	43	西麻町5番	15	1	15	東雲町2番	139	1	139
瑞穂町1番	108	1	108	南麻町1番	18	1	18	東雲町3番	95	1	95
瑞穂町2番	41	1	41	南麻町2番	16	1	16				
瑞穂町3番	61	1	61	南麻町3番	23	1	23	居住誘導区域人口 9,588人			9,588人
瑞穂町4番	100	1/4	25	南麻町4番	15	1	15				

図表 居住誘導区域人口(現況値)の算出(2/2)

資料 住民基本台帳(令和4年3月末)

令和 4 (2022) 年の居住誘導区域人口は、住民基本台帳による行政区別の人口を集計して求め、行政区が居住 誘導区域の内外に及ぶ場合は、含まれるおよその割合を補正係数として乗じ算定。また、居住誘導区域は GIS 図 形データによる計測値 293.5ha を用いている。

11-2

都市機能の誘導に関する目標値

都市機能の誘導に関しては、東5条3丁目地区市街地再開発事業及びこれと一体的に実施する 広場整備などの施策実施、利便性の高いまちなかへの居住誘導の推進により、ウォーカブルなま ちづくりの推進をめざす観点から、商店街の歩行者通行量を目標値とします。

また、生活と直結する誘導施設の充実と機能確保をめざす観点から、都市機能誘導区域内の高齢者向け住まい及び食品スーパーの店舗数を目標値とします。

評価項目	評価する指標	現況値	目標値
(1) ウォーカブルな	•商店街6地点の歩行	平成 30(2018)年度	令和 22(2040)年度
まちづくりの推進	者通行量(夏秋2回 合計)	_	1.2倍
		(8,614人) **1	(10,337人)
(2)誘導施設の充実	• 都市機能誘導区域内	令和4(2022)年度	令和 22(2040)年度
と機能確保	の高齢者向け住ま い ^{*2} の施設数	2施設	3施設
	•都市機能誘導区域内	令和4(2022)年度	令和 22(2040)年度
	の食品スーパーの 店舗数	4店舗	4店舗

図表 都市機能の誘導に関する目標値

^{※1} 令和3年度富良野商店街通行量調査報告書より新型コロナ影響前の H3O の値を採用。

^{※2} 高齢者向け住まい: 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に基づくサービス付き高齢者向け住宅を意味します。

令和3年度富良野商店街通行量調查報告書(抜粋)

2. 通行量調査実施要領

- ① 調査地点 商店街6地点(歩行者・車輌)、生協前国道1地点(車輌)
 - ・相 生 (ラルズマートあさひ店ーFurano201ビル)
 - ・すずらん(塩尻時計店―カフェガランサス)
 - ・本 通 り (魚萬一いろはにほへと)
 - ·五 条 (A地点 阿部塗料店一鮮弥)
 - ・五 条 (B地点 旭川信金駐車場ーモナ)
 - ・リバーモール (千成前)
 - •生協前国道
- ② 調査月日 令和3年 7月30日(金) 天候 晴れ / 最高気温 28度 令和3年10月 8日(金) 天候 晴れ / 最高気温 20度
- ③ 調査方法 ・午前10時から午後8時まで30分間隔で10時間計測。
 - ・調査地点の両側歩道を通過する中学生以上の歩行者(自転車含む)及び両方の 車線を通過する車輌・バイク(トラック及びタクシー等の営業車を除く)を計測。
- ④ 集計方法 計測した数値を2倍にして、1時間当りの数値を算出し10時間の総数を1日当り の通行量とした。

5商店街6地点 通行量推移 (全期)

夏秋の合計

●歩行者数推	●歩行者教推移(全期)										
	H29	H30	R1	R2	R3	増減(R2→R3)					
相生	1,812	2,602	2,028	1,358	1,326	-2.4%					
すずらん	494	466	494	454	350	-22.9%					
本通り	612	834	816	904	716	-20.8%					
五条A	1,412	1,300	1,412	788	516	-34.5%					
五条B	3,004	2,014	1,972	1,400	1,024	-26.9%					
リハ・ーモール	1,484	1.398	1,138	802	896	11.7%					
合計	8,818	8,614	7,860	5,706	4,828	-15.4%					
	現況値に採	细 ——	_			(単位:人)					

現況値に採用

歩行者数推移(全期)

→相生

→すずらん

→本通り

→ 五条A

→ 五条B

→リバーモール

3,500

3,000

2,500

2,500

1,500

1,000

1,000

H29

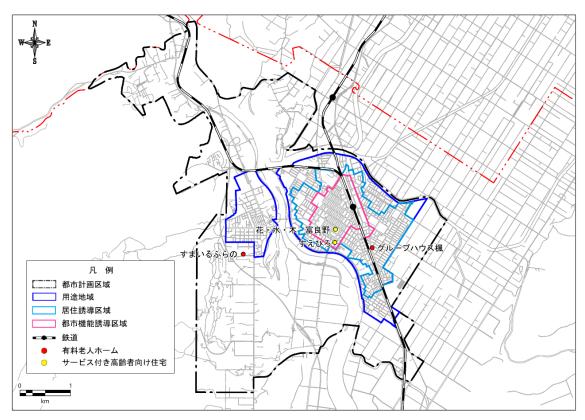
H30

R1

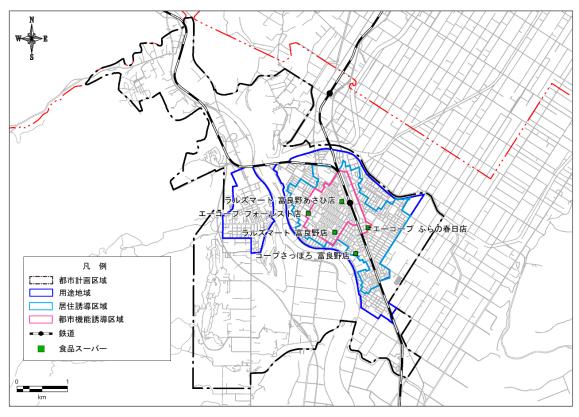
R2

R3

図表 商店街6地点の歩行者通行量(現況値)



図表 都市機能誘導区域内の高齢者向け住まい施設



図表 都市機能誘導区域内の食品スーパー

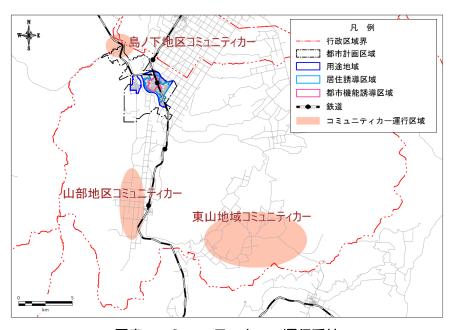
11-3

公共交通に関する目標値

公共交通に関しては、地域公共交通計画で掲げる目標設定と連動した指標を用いることを基本 とし、特に市街地における都市機能の維持とともに、郊外地の生活を支える交通手段の充実を図 るため、コミュニティカーの運行系統数及びコミュニティカー利用者数の維持を目標値に設定し ます。

評価項目	評価する指標	現況値	目標値
(1)都市部と郊外地	・コミュニティカーの	令和4(2022)年度	令和 22 (2040) 年度
を接続する移動手 段の確保	運行系統数	3系統	3系統
		山部地区、島ノ下地区、 東山地域で運行	
(2)都市部と郊外地	・コミュニティカーの	令和3(2021)年度	令和 22 (2040) 年度
を接続する利便性 の向上	利用者数(延べ利用 人数)	1,895人	1,895人
		島ノ下地区及び山部地区は、利用形態が限定的なため、東山地域を対象	利用向上の一方で人口減 少の影響を考慮

図表 公共交通に関する目標値



図表 コミュニティカーの運行系統

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延べ利用者数	1,993人	1,686人	3,161人	3,553人	2,944 人	1,895人

図表 東山地域コミュニティカーの年度別延べ利用者数推移

11 - 4

防災・減災まちづくりに関する目標値

洪水による被災を可能な限り少なくする観点から、居住の適切な誘導に関わる目標値を設定します。

また、想定最大規模の洪水時には多くの避難施設で1階部分が使用できない状況となるため、 地域における避難所運営のシミュレーションに取り組みます。

さらに、避難時における近隣住民の共助意識を強固なものとし、地域住民の防災意識の醸成につなげていくため、自主防災組織の活動支援に関して目標値を設定します。

評価項目	評価する指標	現況値	中間値	目標値
(1)洪水ハザードエ	• 洪水浸水想定区域	令和4年	令和 12 年	令和 22 年
リアからの居住の	(想定最大規模)		13%減	28%減
誘導	のうち浸水深3m		13/0/194	20/0/194
	以上の区域におけ			
	る居住人口	富良野川・ベベル イ川・ヌッカクシ 富良野川 1,015 人 空知川 1,605 人	富良野川・ベベル イ川・ヌッカクシ 富良野川 883 人 空知川 1,396 人	富良野川・ベベル イ川・ヌッカクシ 富良野川 731 人 空知川 1,156 人
(2)避難所の適正化	・Doはぐ*の実施	令和4年度	令和5年	F度以降
と模擬運営	数(都市計画区域 内)	00	1回以	人上/年
(3)共助の枠組みづ	・自主防災組織の活	令和 3 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
< 0	動支援回数 (防災出前講座等)	60	15 🗆	150

図表 防災・減災まちづくりに関する目標値

※Doはぐ:静岡県が開発した避難所運営ゲーム (HUG) に、北海道の積雪寒冷の厳しい気候面や東日本大震災の経験などの観点を加えることにより、道民の方々に避難所生活や避難所運営を自分事としてとらえ、地域の防災対策の課題を見つけやすくすることを目的に、静岡県の使用許諾を得て北海道が作成したもので、正式名称は、避難所運営ゲーム北海道版です。富良野市での目標設定においては、地域段階でのDoはぐ実施を目標値とします。

		富良野川・ ・ヌッカク	ベベルイ川 シ富良野川	空知	ווס
行政区	人口	想定最大規模(3m以上)		想定最大規模(3m以上)	
		浸水範囲 (%)	居住人口 (人)	浸水範囲 (%)	居住人口 (人)
桂木町	1,168		0	40%	467
西町	638	10%	64	70%	447
花園町	83	20%	17	30%	25
新光町	546	80%	437	40%	218
住吉町	526	30%	158	10%	53
瑞穂町	660	40%	264	10%	66
東雲町	283	10%	28		0
北斗町	426	10%	43	50%	213
西学田二区	39	10%	4		0
学田三区	216		0	30%	65
下五区	128		0	40%	51
合計			1,015		1,605

[※]人口は住民基本台帳(令和4年3月31日現在)を使用

図表 洪水浸水想定区域(想定最大規模)のうち浸水深3m以上の 区域における居住人口(令和4年現況値)

①総体的な人口減少によるエリア人口減少率

	実績値	中間年	目標年
年度	R2	R12	R22
人口(人)	21,131	18,681	15,619
減少率(%)		11.59	26.08

※実績値:国勢調査に基づく人口※将来推計値:国立社会保障・人口問題研究所 推計値

※減少率は令和2年度数値との比較

②ゆるやかな誘導による人口減少率

10年間で1%の人口が誘導されると想定

	実績値	中間年	目標年
年度	R2	R12	R22
減少率(%)		1.00	2.00

1+2

	実績値	中間年	目標年
年度	R2	R12	R22
減少率(%)		13	28

※小数点第1位を四捨五入

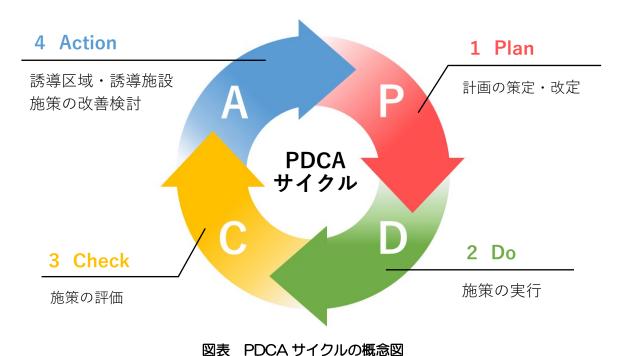
図表 浸水深 3m以上の区域における居住人口の減少について

[※]浸水範囲は1/25000電子地形図から読み取り(目視)

11-5 計画の評価方法と検証体制

本計画の策定時に設置した「富良野市立地適正化計画策定・検証委員会」を引き続き検証を行うための組織として継続することとし、次期計画への改定や中間評価の時期に施策の達成状況の確認と評価を行い、必要に応じて誘導区域、誘導施設、施策の改善方向を PDCA サイクルに基づき検討していきます。

また、住生活環境の変化や状況に応じて、質の高い取組へと発展・継続させていくため、迅速に意思決定する 00DA (ウーダ) ループで進行管理し、実効性のある計画へと適宜ブラッシュアップしていきます。



OODA(ウーダ)ループ **Observe** Orient Decide Act 状況判断 意思決定 行 わかる 状況について分析 データをもとに分 分析によって得ら 改善案を実行し、 に努め、今後具体 れたデータをもと 析を行い、監視を Observe へと戻り 的な行動がとれる に、具体的な改善 つづけるか改善が ループを繰り返す よう準備する 必要かを判断する 案を決定する

図表 〇〇DA(ウーダ)ループの概念図

資料編

資-1	立地適正化計画策定の経過 ・・・・・・・・・132	
資-2	策定体制 · · · · · · · 133	

資 - 1

立地適正化計画策定の経過

(1) 市民アンケートの実施

調査時期 令和3年7月21日(発送)

調査範囲 富良野市都市計画区域内に居住する 18 歳以上の市民約 1,000 人

(2)会議経過、パブリックコメント

【立地適正化計画策定内容 抜粋】

開催日	会議	審議事項
令和3年7月15日	第1回立地適正化計画策定· 検証委員会	・立地適正化計画の概要について
令和3年12月15日	第2回立地適正化計画策定· 検証委員会	・現状と課題編について・アンケート調査集計結果について
令和4年2月18日	第3回立地適正化計画策定· 検証委員会	・まちづくり方針、都市の骨格構造と誘導方針編について
令和4年5月27日	第 4 回立地適正化計画策定 • 検証委員会	・誘導区域の設定編について
令和4年7月22日	第5回立地適正化計画策定・検証委員会	・誘導施策編について
令和4年11月11日	第6回立地適正化計画策定・検証委員会	・防災指針、目標値の設定、計画の評価 編について
令和5年2月1日 ~2月20日	_	・パブリックコメントの実施
令和5年2月10日	令和 4 年度 第 2 回都市計画審議会	・富良野市立地適正化計画について
令和5年2月24日	第7回立地適正化計画策定· 検証委員会	・届出制度について・素案にかかるパブリックコメントの結果について・市長への答申

資 — 2

策定体制

(1) 富良野市立地適正化計画策定•検証委員会委員名簿

【任期:令和3年7月15日~令和5年5月31日】

委員会役職	氏名	備考
委員長	荏原 克之	都市計画審議委員
副委員長	浦田 吉	都市計画審議委員
委員	菊地 雅子	公募委員
委員	川辺絵理奈	公募委員
委員	角瀬 千夏	公募委員
委員	小玉 將臣	団体推薦委員
委員	水間 一	団体推薦委員
委員	家次 敬介	都市計画審議委員
委員	小林 賢次	都市計画審議委員
委員	山田 明	都市計画審議委員
委員	年代 哲也	都市計画審議委員
委員	中島浩	都市計画審議委員
委員	尾崎 庄一	都市計画審議委員
委員	益田 昇悟	都市計画審議委員
委員	及川 栄樹	都市計画審議委員



(2) 富良野市立地適正化計画庁内連絡会議名簿

役職名	氏名
建設水道部長	北川 善人
企画振興課長(地域公共交通)	小笠原竹伸
総務課長(防災)	入交 俊之
財政課長(公共施設管理)	藤野 秀光
環境課長(脱炭素)	高橋 秀文
高齢者福祉課長(介護・福祉施設)	佐藤 知江
農林課長(農業振興地域・農業振興)	松木 政治
商工観光課長(生活利便施設)	本田 寛康
都市施設課長(道路•河川)	中島 禎
都市建築課長(市街地整備)	黒﨑 幸裕
都市建築課主幹(建築・都市計画)	竹内 秀之
上下水道課長(上下水道インフラ)	滝田 弘三
教育振興課長(教育施設・学童施設)	桑島 洋
こども未来課長(幼保施設)	佐藤 保
富良野広域連合富良野消防署長	平泉 敏行



富良野市立地適正化計画

富良野市 建設水道部 都市建築課 〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号

TEL 0167-39-2316

FAX 0167-23-2124

Email kenchiku-ka@city.furano.hokkaido.jp

HP https://www.city.furano.hokkaido.jp/